



彩の国さいたま

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'98/4

APRIL.15.WED No.76



咲き誇る「市の花」ぼたん（東松山市提供）

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

感 懐

坂 本 勤

社団法人埼玉県建設産業団体連合会は、いま、未曾有の苦難の時を迎えている。まさに何時終わるとも知れぬ吹雪に襲われ全く先が見えない状況である。

土建国家への訣別が論じられる昨今であるが、これを単に建設産業のみの問題として捉えては、未来への希望は見出し難い。いま我が国の歴史が大きく変わろうとしているとの視点で将来への光を見出すよう努める他はない。我が国の超低金利水準が是正されず三年目を迎えている事への不満が国民の間に高まっているが、緊急避難措置として打ち出した超低金利政策を日銀が金利水準是正のタイミングを決断しなかった事により我が国は国際的にも批判を受けて今日に及んでいる。

然し、本年4月から施行される改正外為法の影響を受け、国内金利は国際的金利水準に強く影響され海外金利に引きずられ上昇する事になろう。アメリカの公定歩合は現在5パーセントで長期金利は約6.6パーセント、これに対し我が国の公定歩合は0.5パーセント長期金利は2パーセント弱である。外為法の施行により仕切りが取り払われて、この格差の是正を余儀なくされ、現在多額の債務を抱えながら超低金利によってなんとか凌いでいる企業は支払い金利に追われ、債務不履行による経営の危機を迎えかねない。かつてバブルの時代に銀行が節度を失い余った金を振りまいて株式や土地への投資を煽り続け、これによって踊ったうたかたの夢は遠く去り、私達は、いま峻厳な環境に置かれている。

国政の緊張が弛み、中央と地方の政治関係に節度ある改革が行われず、公共事業をめぐる財政システムのあり様についての国民の批判が、土建国家に訣別せよとの主張に拍車をかけ、公共施設開発の遅れがある事を認めながらも、それが拒まれている事は残念な事でもある。

今こそ私達は厳粛に自らを省み節度と責任のある社会思潮を確立し、その基盤に立って事業の確立を目指す時と思う。多年にわたり苦難を乗り越え今日の輝かしい伝統を築かれた先輩の皆様に深い感謝と敬意を表し終わりとします。

(社団法人埼玉建築士会会長)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

東松山市は「野田ぼたん公園」や「箭弓稲荷神社ぼたん苑」など関東屈指のぼたんの名所を擁している。同市では市制20周年を迎えた昭和49年に、このぼたんを市の花と定めている。ちなみに「野田ぼたん公園」は市営として面積約3ha整備、約5,000株が咲き競う、見頃は4月下旬～5月上旬で、毎年この季に「ぼたん祭」を開催している。

◆ 巻頭言	1
◆ 特集・廃棄物の適正処理に向けて	県廃棄物対策課 3
◆ 行政情報	
(1) 埼玉県新中期計画概要と視点	10
(2) 平成10年度県当初予算の規模と主な施策	15
◆ シリーズ特集 21世紀を展望したまちづくり (その73)	
— 東松山市 —	23
◆ トピックス	
最近の県内経済動向	26
◆ 連合会の動き	
(1) 第3回適正取引に関する講習会	28
(2) 理事会・委員会	28
◆ 企画シリーズ・県内文化遺産めぐり 埋蔵文化財関連遺跡探訪 (6)	
鉢形城址の保存と整備	31
◆ 告知板	
(1) 建設業向け緊急預託融資制度の案内	36
(2) 県の行政組織改正 (4月1日付)	37
(3) 県発注建設工事・業務委託契約状況調べ	38
◆ 連載 埼玉が生んだ著名人物伝 (13)	
伝説の相場師 鈴木久五郎 (3)	40
◆ 建産連だより	
会員団体の動静	43
◆ 連合会日誌	45
(財)建設物価調査会案内広告	(30)

廃棄物の適正処理に向けて

－改正廃棄物処理法と排出事業者の役割－

大量生産、大量消費により大量廃棄物社会が定着、年々累増する廃棄物処分の問題は、最早単なる行政上の問題を越え大きな社会問題と化している。

本稿は、廃棄物の減量及び再生利用に関する事項を含む一連の廃棄物処理法の改正（H 9 / 12）を踏まえ、その改正点及び県の対応策等について所管の県環境生活部の廃棄物対策課を煩わし、寄稿方を要請したものである。（H. W）

I 排出事業者に係る廃棄物処理法及び政省令の改正内容について

1 法改正の趣旨

最近の廃棄物を取り巻く状況は、経済成長レベルの向上等に伴い、廃棄物が大量に排出される一方、廃棄物の減量や再生利用は必ずしも十分に進んでいない状況にある。

他方、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の廃棄物処理施設については、近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、その確保がますます困難となっており、このような傾向が続けば将来、廃棄物の適正な処理に支障をきたしかねない状況にある。また、ダイオキシン問題や産業廃棄物の不法投棄が後を絶たず、その解決が強く求められている。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理施設の設置・運営に当たっての信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化等の総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理を推進するために、今回法改正が行われた。

2 主な改正の内容－排出事業者に関する部分

(1) 廃棄物の減量及び再生利用に関する事項（平成9年12月17日から施行）

都道府県知事は、事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業者に対し、その事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成するよう指示することができることとされたことから、排出事業者は、特に廃棄物の減量化について留意すること。

(2) 産業廃棄物管理票制度に関する事項（平成10年12月1日から施行）

ア 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト）の適用範囲の拡大

(7) 特別管理産業廃棄物のみの適用であったマニフェストがすべての産業廃棄物に拡大されたことから、排出事業者は産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合は、必ずマニフェ

ストを使用すること。

(イ) 産業廃棄物管理票の交付者は、委託した産業廃棄物の運搬又は処分が終了したことを送付された管理票の写しにより確認するとともに、一定期間（あとで厚生省令に明記されるが、まだ制定されていない）保存しなければならない。

イ 電子情報処理組織の使用

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、産業廃棄物管理票に代えて、電子情報処理組織（情報処理センターとして厚生大臣が指定）を使用して、運搬受託者及び処分受託者からその運搬又は処分が終了した旨の報告を求めることができるとされた。

(3) 罰則の強化に関する事項（平成9年12月17日から施行）

産業廃棄物の不法投棄等が横行している背景には、罰金刑に較べて不法投棄に伴う不当利得が大きく、罰則の抑止効果が必ずしも十分に働いていないことがあるとの指摘を踏まえ、産業廃棄物の不法投棄に対する罰則等が大幅に強化された。

特に、法人が絡む不法投棄事案については、反復継続して行われ大規模なることが見られることから、行為者に対する罰金額の上限（3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金。併科あり）とは別途に、法人に対して十分な抑止効果を発揮できる罰金額（1億円以下の罰金）とされた。その他、無許可営業や廃棄物の委託基準違反など全体的に罰金刑が強化された。（別表参照）

(4) 廃棄物処理施設の設置に関する事項（平成10年6月17日から施行）

廃棄物処理施設の設置についての手続きが、以下のように明確化された。（別添「法改正後の施設の設置許可手続のフロー」参照）

ア 生活環境影響調査書の添付等

廃棄物処理施設の設置許可の申請書に、設置に関する計画及び維持管理に関する計画等を記載し、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を添付する。

イ 申請書の告示・縦覧

知事は、設置許可申請があった場合には、当該施設の設置の場所を告示するとともに、申請書を1か月間縦覧する。

ウ 市町村長の意見聴取

知事は、上記イの告示をしたときは、生活環境の保全の見地から関係市町村長の意見を聴かなければならず、設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全の見地から意見を提出できる。

エ 許可要件の追加

施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について、適正な配慮がなされたものであることを新たな許可要件とした。

オ 専門的知識を有する者の意見聴取

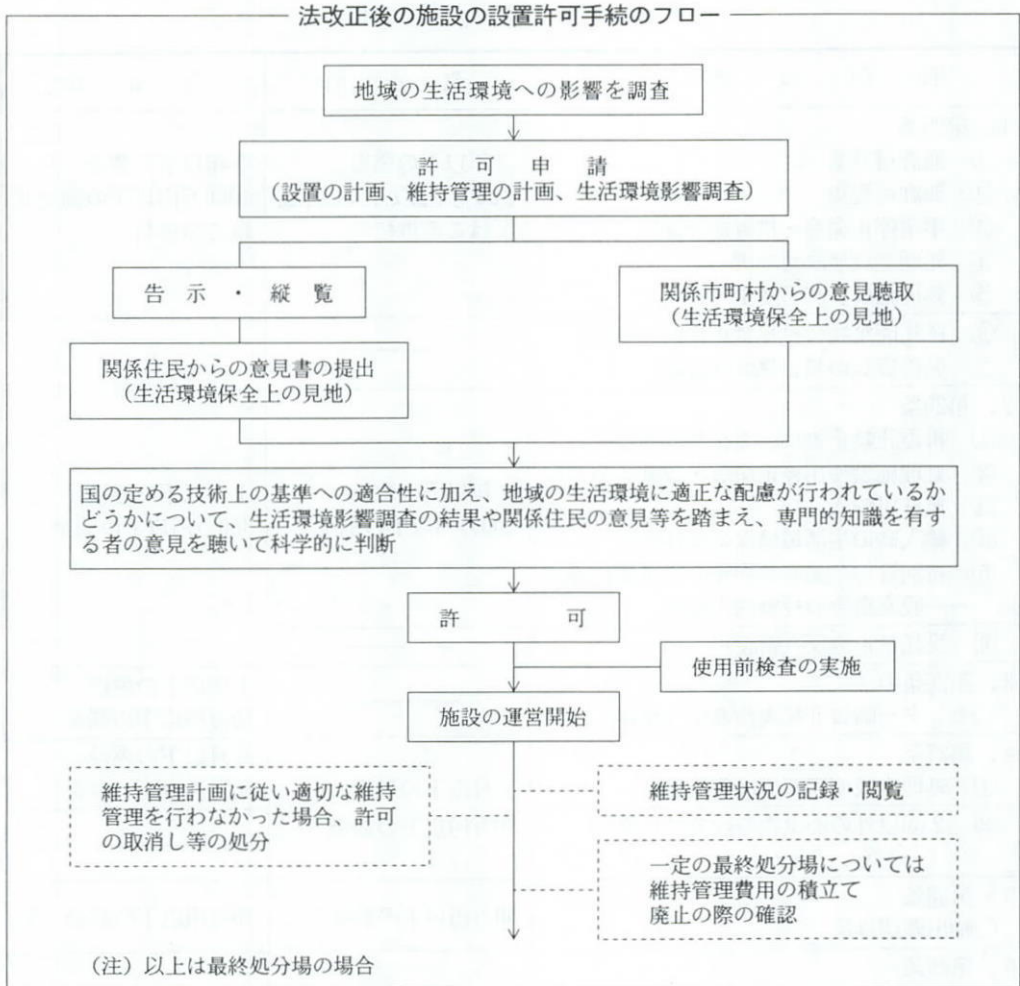
知事は、設置の許可をする場合において、あらかじめ施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるかについて、専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

カ 許可の取消等

知事は、施設の構造又は、維持管理が技術上の基準等に適合しないと認めるときは、許可の取消し等ができる。

罰 則 の 強 化

罰 則 の 内 容	改 正 前	改 正 後
1. 第25条 ① 無許可営業 ② 無許可変更 ③ 事業停止命令・措置命令違反 ④ 処理施設無許可設置 ⑤ 処理施設無許可変更	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金又 はこの併科
⑥ 産業廃棄物の投棄禁止違反（新設） ⑦ 名義貸しの禁止違反（新設）	—————	
2. 第26条 ① 再委託禁止違反、委託基準違反 ② 処理施設使用停止命令・改善命令違反 ③ 無許可輸入 ④ 輸入時の生活環境保全条件違反 ⑤ 特別管理産業廃棄物等の投棄禁止違反 →一般廃棄物の投棄禁止違反	1年以下の懲役 100万円以下の罰金	1年以下の懲役 300万円以下の罰金
⑥ 受託禁止違反（新設）	—————	
3. 第26条の2 ○センター職員守秘義務違反（新設）	—————	1年以下の懲役 50万円以下の罰金
4. 第27条 ① 処理施設使用前受検義務違反	6月以下の懲役	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
② 2⑤以外の廃棄物の投棄禁止違反 （→1⑥、2⑤へ）	50万円以下の罰金	—————
5. 第28条 ○輸出確認違反	50万円以下の罰金	50万円以下の罰金
6. 第29条 ① 帳簿備付け保存等義務違反 ② 処理業廃止等届出義務違反 ③ 処理責任者設置義務違反 ④ 報告違反 ⑤ 立入検査拒否妨害忌避 ⑥ 技術管理者設置義務違反	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金
⑦ 維持管理事項記録違反（新設） ⑧ 産業廃棄物管理票虚偽記載等（新設）	—————	
7. 第29条の2（新設） ○廃棄物処理センター又は情報処理センターの役員による監督規定違反	—————	30万円以下の罰金
8. 第30条 【法人等両罰規定】	法人等に対し、 第25条～第29条の各本 条の罰金刑	法人等に対し、 ・ 1⑥の場合、1億円の罰金刑 ・ 1⑥以外の場合、第25条～第29条の各本条の罰金刑



(5) 生活環境保全上の支障の除去の措置（平成10年6月17日から施行）

不法投棄対策として現状回復のために措置が以下のように規定された。

- ア 産業廃棄物適正処理推進センター（厚生大臣が全国に1つを指定。以下「センター」という。）は生活環境保全上の支障の除去の措置を行う都道府県等に対して、産業廃棄物の撤去の実施、資金の出えんその他の協力等の業務を行う。
- イ センターに上記アに関する基金を設けることとし、厚生大臣は基金への出えんについて、事業者等に対し必要な協力を求めるよう努める。
- ウ 知事は、支障の除去の措置を行おうとするときは、センターに対し協力を求めることができる。

3 政令改正の内容

(1) 安定型産業廃棄物に係る見直し（平成10年6月17日から施行）

ア 改正の趣旨

現行の安定型産業廃棄物のなかには、有機性汚濁の原因となる物質が含まれ、それ自体間

題があるもの、あるいは汚染の原因となるような物質が付着・混入する可能性が高いものが含まれているため、現行安定型産業廃棄物の範囲を見直すとともに、安定型最終処分場に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が入らないようにするための措置である。

イ 改正の概要

現行の安定型産業廃棄物から、以下のものを除く

- ・プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る）
- ・ブラウン管（側面部に限る）
- ・鉛蓄電池の電極
- ・石膏ボード
- ・鉛管、鉛板
- ・容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着したもの）

(2) 産業廃棄物の委託基準及び再委託基準の強化（平成10年6月17日から施行）

排出事業者から処理業者への委託等が適正に行われていることを確保するため、委託基準及び再委託基準を強化する。

ア 委託契約書には、施設の処理能力についての条項が含まれていること。

イ 再委託を行う場合には、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

(3) 建設系の廃棄物に係る定義の見直し（平成10年6月17日から施行）

建設業に係る紙くず、繊維くず及び木くずについては、今までは、業種や排出工程等によって、一般廃棄物になる場合があったが、今後は、工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した場合は産業廃棄物とされたので、建設業に従事する者は十分に配慮し、適正に処理すること。

4 厚生省令の改正内容

(1) 野焼きの禁止

焼却設置を用いなくて廃棄物を燃やす、いわゆる野焼き行為は、県による監視指導や普及啓発などにもかかわらず、なかなか改善されない状況にある。平成8年度では、622件が確認されており、不適正処理（1,843件）に占める割合が33.7%と高い状況にある。

国では、野焼きや粗悪な設備を用いた廃棄物の焼却による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、廃棄物処理基準における廃棄物を焼却する際に用いる焼却設備の構造、焼却の方法の明確な規定を行った。次の処理基準に違反した場合は、改善命令の対象となり、罰則も適用される。

ア 焼却設備の構造（厚生省令 平成9年12月1日施行）

- ・空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内に外気と接することなく廃棄物を焼却できるものであること。
- ・焼却に必要な量の空気が通風するものであること。

イ 焼却の方法（厚生大臣告示 平成9年12月1日施行）

- ・煙突の先端以外から燃焼ガスが出ないように焼却すること
- ・焼却設備の煙突の先端から火炎又は黒煙（JIS企画8004に定める方法により測定した汚染度が25%を超えるもの）を出さないように焼却すること。
- ・煙突から焼却灰、未燃物が飛散ないように焼却すること。

注：JIS企画8004－自動車用ディーゼルエンジン排気煙濃度測定用反射式スモークメータ

5 政省令の改正によるダイオキシン対策—廃棄物焼却施設の構造基準、維持管理基準

(1) 目的

廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類を削減するため、廃棄物焼却炉に対する許可対象範囲を拡大するとともに、これらの施設に係る構造基準、維持管理基準が大幅に強化された。

(2) 内容

廃棄物処理法第15条の許可対象となる焼却施設の範囲が拡大された。(平成9年12月1日施行)

○焼却施設(汚泥、廃油、廃プラ、PCB汚染物の施設を除く)の基準の比較

旧基準	5 t/日超
新基準	200kg/h以上または、火格子面積2 m ² 以上

(3) 施設の構造基準、維持管理基準(段階的に施行)

ア 主な構造基準

- ・外気と遮断された状態で定量ずつ連続的に廃棄物を燃焼室に投入できる供給装置
- ・燃焼ガス温度が800℃以上の状態で2秒以上滞留できる焼却室の設置
- ・燃焼ガスを概ね200℃以下に冷却できる冷却設備の設置
- ・ばいじんを除去する高度な機能を有する排ガス処理設備の設置

イ 主な維持管理基準

- ・焼却室への廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。
- ・焼却室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと。
- ・運転開始時には炉温を速やかに上昇させ、運転停止時には炉温を高温に保ち、焼却物を燃焼し尽くすこと。
- ・排ガス中にダイオキシン濃度を基準以下とすること。
- ・ダイオキシン濃度を年1回以上測定・記録すること。

II 建設・解体廃棄物の適正処理について

1 建設・解体工事に伴う廃棄物処理

(1) 工作物の建設工事及び解体工事(改修工事を含む)(以下「建設工事等」という)に伴って生じる廃棄物は、製造業などで発生する廃棄物に比べ、次のような特徴がある。

- ア 廃棄物の発生場所が一定しない。
- イ 排出量が膨大である。
- ウ 廃棄物の種類が多様である。
- エ 廃棄物を取り扱う者が多様である。(下請構造が存在する)
- オ 多種類の廃棄物が混在した状態で排出される場合が多い。

(2) 建設廃棄物を適正に処理するためには、元請業者のみならず、発注者、下請業者、処理業者などの関係者がそれぞれの立場に応じて、その責務を果たすことが大切である。

ア 発注者の責務

- ・工事計画、設計の段階で廃棄物の発生量ができるだけ少ない方法を検討するとともに、廃棄物を適正に処理するよう、仕様書、計画書等に明記する。

- 廃棄物の処理方法に見合う適正な処理費用を支払う。
- 工事中は、廃棄物の処理が適正に行われているか工事関係者を監督し、工事完了時には、元請業者に工事の完了報告を求め、廃棄物が適正に処分されていることを確認する。

イ 元請業者の責務

- 元請業者が中心となって、発注者－元請業者－下請業者－処理業者の間の協力体制を整備し、円滑な運営を心がける。
- 工事の設計に当たっては、廃棄物の発生量が少なくなる方法や処理方法を発注者とよく協議し、発生した廃棄物は工事現場内で分別等を行い、減量化・再資源化に努める。
- 廃棄物の取扱規則をつくり、従業員や関係者に教育・啓発等により周知徹底させるとともに、廃棄物の性状や処理方法を十分把握し、廃棄物の取扱いを下請け業者に任せないこと。
- 廃棄物の処理を処理業者に委託する場合は、収集運搬と処分のそれぞれについて委託契約を結び、委託する処理業者の許可の有無及び許可の範囲、期限等を許可証により十分確認するとともに、マニフェストを使用し、指示した内容を実行させるよう監督すること。
- 処理内容に見合った処理費用を支出すること。
- 工事ごとの処理実績を整理して記録、保存すること。

ウ 下請業者の責務

- 下請業者だけの判断で廃棄物の処理をせず、必ず元請業者の指示を受けること。
- 工事にかかる前に、廃棄物の処理方法を元請業者とよく協議すること。
- 下請業者が処理を請け負うときは、自らが排出事業者でない場合、処理業者としての許可を得ておくこと。
- 処理を委託する場合は、許可のある処理業者に適切に引き渡すこと。

Ⅲ 県の不適正処理への対応について

県では、通常の監視パトロールに加え、早朝・夜間・休日での監視やヘリコプターによる空からの監視などを行っている。また、啓発活動の一環として、講習会の開催やパンフレットの作成などを行っている。

また、平成9年度からは、警察本部から警察官の派遣を受け、野焼き・不法投棄などの不適正処理対策に専従するほか、環境管理事務所に支所を設け、指導の迅速化や地域に密着した監視体制を構築している。

さらに、不法投棄・野焼きの多発している環境管理事務所においては、不法投棄対策協議会や野焼き防止協議会を設け、地元市町村や警察等と連携体制を整備しているほか、平成9年12月には、警察・県・関係市で構成する「埼玉県見沼・東部地域生活環境対策推進本部」を設置し、彩の国野焼き等防止クリーン作戦と称して、特に、不適正処理の著しい県南、東部地域を対象に、強力かつ積極的な活動を実施している。

また、学識経験者、住民代表、業界代表等からなる「ダイオキシン類削減対策検討委員会」の最終報告においても、野焼きの撲滅に向けた対応の強化が提言されている。

今後、ダイオキシン対策の一環としても、不法投棄や野焼きの撲滅に向け、警察本部から警察官の派遣の増員を行うなど監視指導体制の強化を図っていくほか、地元市町村・事業者・住民と一体となって、適正処理の推進に取り組んでいく。

埼玉県新5ヵ年計画の視点と 主な施策の概要

県は、昨年の9月に取り纏めを行った計画大綱を基に、今後21世紀の豊かな彩の国実現に向けた県政運営の指針となる新5ヵ年計画を策定し、2月9日その全容を明らかにした。

この新5ヵ年計画は、平成9年度から平成13年度にわたる5年間を計画期間とするもので、内容的には前5ヵ年計画（平成5年度～9年度）に盛った480施策を見直し、縦割行政の弊害を排して部局連携による効率化を企図、施策の統合や施策の重点化で384施策に絞り、その上主要施策に新たに目標値を設定するなどして施策の明確性を図った。なお、策定に当たっては、県民各層からの意見提言を入れ、特に県民生活に密着した分野については施策に反映するなど施策の充実強化を図った。

以下、計画全体を通じてその視点を主な施策に絞り、その取り組みなどをまとめてみた。

(H・W)

稿を進める前に本計画の総論の面にて述べている現況を踏まえ本県の人口、経済、財政の将来見通しをどのように捉えているかを見とめることとした。

まず、人口の見通しとしては、バブル経済の崩壊により景気は極度に後退、60年代の急増状態から一転、増加率は徐々に低下傾向にあるものの社会増が見込まれ引き続き増加基調持続、平成13年にはおおむね714万人に達するものと予測している。この時点では15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口は年々減少する。一方65歳以上の老年人口は、平成7年の68万人から93万人程度に増加し、構成比で13%程度、そのうち75歳以上は平成7年の26万人から3割以上増加し、35万人程度に達するものと見込んでいる（別表、「人口見通し」参照）。21世紀を控え、本格化する少子、

高齢社会への対応が本計画重点課題としてあげられている。

次に、産業経済などの見通しでは、県内の景気動向を平成9年度上半期の経済指標を基に見てみると、個人消費や住宅建設が力強さに欠けるほか、企業の生産・出荷も伸び悩み在庫も増加傾向にあって、現況での景況は厳しいものと見ている。

今後の見通しとしては、国全体が同様な局面にあることから、先行きを的確に見通すことは困難である。しかしながら、本計画期間中において、短期的には金融面での支援策や雇用対策、県産品の消費拡大や公共事業を促進するなど景気対策を積極的に進めるとともに、中長期的には産業構造の変化や少子・高齢社会への対応など安定的な成長を実現するため経済社会の構造改革を積極的に進めてい

く必要があると、展望を明らかにしている。

続いて、財政の見通しでは、長引く景気の低迷により、国や地方自治体の財政は共に厳しさを増しており、当面、歳出の見直しと抑制による財政赤字からの脱却へ力を注ぐことになる。本県においては、今後一段と進む高齢社会への対応、地球規模での環境問題への取り組み、さらには大規模災害に備えた安全なまちづくりなどの行政課題を抱えていることから、財政需要は急速に拡大することを予測、一方、歳入面では、景気が急速な回復の兆しが見えない現況からして、かつてのような右肩上がりの大幅な伸びに期待し得ない。

こうした不透明かつ厳しい財政状況のもとで、本県では、県民生活の向上を図るとともに地方分権の時代にふさわしい足腰の強い財政を確立することを目的に昨年、平成10年度から15年度を計画期間とする「健全な財政運営のための中期計画」を策定し、基金や県債などに過度に依存しない財政体質を確立し、健全財政を目指すとしている。

5 ヶ年計画の構成

新5 ヶ年計画の全体像を見ると、以下5つの章で、構成されている。

第1章「総論」では、計画期間内における計画要素である人口、経済、財政面からの各将来見通しをはじめ、計画策定の背景、県政を取り巻く課題など本計画策定の前提とした事項と2001年の本県のあるべき姿を述べている。

第2章「豊かな彩の国づくりのための重点施策」では、計画期間内において重点的に取り組んでいく施策、「まち安全彩の国構想の実現に向けて」など8項目を掲げ、それぞれ細目関連施策を列記している。

第3章「豊かな彩の国づくりに向けた施策の展開」では、「環境保全・創造の体制づくり」など9項目を掲げ、計画期間内で計画的に取り組んでいく施策を体系的に分類し、具

体的に行動計画を示している。

第4章「各地域における施策展開」では、本県長期ビジョンに示された5つの複合都市圏（中央、東部、西部、北部及び秩父リゾート）ごとに「地域に調和と均衡ある発展」を実現するため、計画期間内において取り組む主な施策をあげ、具体的に踏み込んで述べている。

第5章「計画推進に当たって」は、計画期間中進める施策展開において、特に留意すべき事項として次の4点をあげて計画全体の締め括りを行っている。

- (1) 社会経済情勢の変化への的確な対応。
- (2) 県民参加による行政の推進。
- (3) 市町村との連携。
- (4) 国・近隣都県との連携。

計画期間及び計画施策の数

計画期間は、前5 ヶ年計画に引き続く平成9年（1997年）度から13年（2001年）度までの5 ヶ年。この間、計画的に進める施策数は384（新規48）、このうち重点施策は124（新規12）である。

前5 ヶ年計画に掲げた施策数は480で、全て重点施策として対応したが、今回の新5 ヶ年計画では、部局連携による効率的な施策の推進を図るため、施策の統合や県民の視点に立って施策の重点化を図ったものとなっている。

具体的には、

- ・重点施策への追加

①産業廃棄物処理指導の強化、②自然にやさしい道づくりの推進、③救急医療体制の整備、④人にやさしい建物づくりの推進、⑤円滑な交通を確保する交通渋滞対策の推進（以上は後段に再掲し内容解説を行う）

- ・新規施策の追加

①県立武道館の整備（上尾市）、②人権を尊重し信頼関係に立つ教育の推進

- ・施策の統合

「公共建築物の耐震化」と「県立学校の防災機能の充実」の2施策を「県施設の防災機能の充実」に一本化するなど14施策で施策の統合を行い10施策とした。

- 施策内容の見直し

第59回国民体育大会の開催準備の推進については、「日本一簡素で心のこもった国体」とするという理念を加味し積極的な準備を進める旨を追記。

「県民のいのちを守る救急体制の充実・強化」については、県独自の救急救命士養成所の設置を明記するとともに、計画期間内での救急救命士の養成者数を明示（平成8年度時の130人から平成13年度時には400人以上と目標値を設定）。

「臓器移植対策の推進」の中で、公的さい帯血バンクの設置について、国への積極的な働きかけを行うことを追記などの見直しを行った。

重点施策及び施策概要

第2章に掲げた重点施策のうち主な施策を第3章に掲げる施策展開とすり合わせ、その取り組み方などを課題別にまとめてみた。

1. 環境への負荷の低減

- 埼玉ゼロ・エミッション（ひとつの産業から発生する全ての廃棄物を他の産業分野の再生原料として活用すること。）の推進
- アクションプランの策定（9年度）とモデル事業の実施（10～12年度）
- ごみ焼却灰のセメント原料化実証実験の推移と事業化の促進
- ごみの固形燃料化とその利用の促進
- 溶融スラグの公共事業へ向け試験施工の実施
- 産業廃棄物の減量化・再資源化に向けての調査研究・実証実験の実施

- 浄水汚泥・下水汚泥の再資源化の推進
- 道路、河川、公園から発生するせん定枝・刈草等の堆肥化へ向け基本計画の策定（9～10年度）・堆肥化推進（11年度～）
- 農業用廃プラスチックの適正収集及び再生処理の促進

対策

- 建設副産物の再資源化と再生資材としての有効活用（県発注工事における建設発生土の工事間利用率70%＜8年度＞→80%＜13年度＞と目標値設定）
- リサイクル施設の整備（市町村等によるリサイクルプラザ、リサイクルセンター等の整備を促進し、発電やその他の熱エネルギー有効利用施設導入の促進を図る）
- 産業廃棄物処理の集約化（中間処理業者による廃棄物処理の高度化や効率化を図るため、産業廃棄物処理コンビナートやゼロ・エミッション工業団地を実現、事業者の集約化のモデル事業を実施し、業界の集約化を支援する）
- 産業廃棄物処理指導の強化（適正処理技術の研究、不法投棄に対する環境回復対策の推進、公共事業発注における適正ルートの確立、不法投棄監視パトロールの強化）

2. 災害に強いまちづくり

(1) 地震に強いまちづくり

- 防災まちづくりに関する条例の制定（県、市町村、県民などが災害発生時に備えて果たすべき責務や災害時の役割の明確化）、また、市町村都市防災計画の策定や防災性を高めるため都市基盤整備等の促進
- 水道施設の耐震性の向上（県営施設の耐震診断、調査を行い必要に応じ補強対策を実施するとともに、新設する送水管路等については耐震性資機材を利用するなど施設全体の耐震化を進める。市町村水道については、老朽管の更新などで耐震整備の促進を図る。

・住宅・建築物震災対策の推進（耐震診断技術者の育成、診断費用の補助などにより既存建築物の耐震診断・改修の促進、被災建物の倒壊等の危険性を判定する。「応急危険度判定体制」の整備を推進する。）実施主体は県、市町村、民間、住宅供給会社とする。

(2) 情報収集・伝達機能の強化

・体制の整備（衛星通信ネットワークや地上系防災行政無線の整備、防災情報センターの設置を視野に入れ、通信網の一層の充実、強化を図る。

・水防情報システムの整備（雨量・水位の観測体制の整備と監視局の設置など）

・土砂災害警戒避難体制の整備（土石流、がけ崩れ、地すべりから人命を守るため、危険箇所の調査を行い、避難場所の選定、避難情報の提供など）

対策

・防災基地の整備（既設の越谷、新座、秩父に次いで中央・川島町、県北・熊谷で計画推進中）

・氾濫を防ぐ河川整備（時間雨量50mm程度の降雨に対応した河川改修を推進するとともに壊滅的な被害を防ぐためスーパー堤防の整備を推進する。上記に基づく県管理河川改修率50%→平成13年度57%と目標値を設定した。

・床上浸水解消対策（多発している地域のうち特に緊急を要する河川の河道改修、調節池の整備、排水機場の整備を重点的に進める。対象15河川のうち13年度9河川を目標に整備を行う）。

・災害時における水供給体制の整備（浄水池の整備、送水調整池の築造、給水拠点の整備・増強、応急給水資機材の整備など）

(3) 質の高い住まいづくりと住環境の整備

・県営住宅の供給と改善（計画的に供給することにより、県民居住水準の改善を図る。また、既存住宅の有効活用を図るため、高

齢者・障害者の利用や環境との調和に配慮した改修、必要に応じ建て替えや耐震改修を進める。さらに、高齢社会への対応として福祉施設の併設の検討を進める。

・安全で質の高い住環境整備の促進

個別改善の困難な木造密集住宅市街地の実態調査を実施し住環境整備基本方針と整備促進プログラムを策定し、災害に強い安全な住環境の整備を図る。また、市町村と連携し、利便性の高い良質な都市型住宅の供給と関連公共施設の整備の促進を「住環境整備総合支援事業」等に対応、質の高い住環境の整備に努める。

・鉄道新線と一体的なまちづくりの促進（常磐新線沿線の八潮市及び三郷市、埼玉高速鉄道線の沿線、川口、鳩ヶ谷、浦和市及び岩槻市などが対象）

・長寿社会に対応する住まいづくりの促進（高齢者向け公共賃貸住宅の整備、バリアフリー住宅の整備、市町村高齢者住宅計画の策定促進などをあげている。

3. 創造的な産業の育成

(1) さいたま新産業拠点の整備

県内中小企業の振興と映像産業を核とした次世代産業の導入・集積を図るため、川口市に「さいたま新産業拠点」を整備する。

この新産業拠点は、①技術基盤の強化と創造的な研究開発活動の総合的技術支援を行う「(仮)工業技術センター」、②経営者や技術者などの人的交流や研究交流の活性化を支援する「(仮)産業振興センター」、③21世紀における消費者問題に対応できる総合サービスを提供する「(仮)生活科学センター」、④最新科学技術の意識啓発拠点(仮)サイエンスワールド(世界規模科学)など、国際化、高度情報化社会に対応した先導的施設を整備するもの。実施計画では9年度基本設計、10年度実施設計、建設工事11年度以降とした。

(2) 創造的な企業の育成・支援

(財)埼玉県創造的企業投資育成財団を通じ、ベンチャー企業、地域中核企業など創造的な企業の育成を目的として、開業相談の実施、個別指導や情報の提供、ベンチャー企業家養成講座の開設、資金融資など、新規事業のための支援体制を整備する。

創造的企業に対する投資件数を現在0社から13年度末には累計40社を目標としている。

(3) 新産業団地の整備

本県産業の活力の維持・増進や雇用の創出

を図るため、生産・流通・研究開発など多様な機能の導入を目的とした産業団地の整備を行う。整備に当たっては、自然環境との調和、産廃物処理施設の導入など、環境と共生する新しい形の産業団地を目指す。

実施計画では、本庄いまい台産業団地造成（～9年度）、加須下高柳工業団地造成（～10年度）、行田南部工業団地造成（～11年度）、妻沼西部工業団地造成（～11年度）、杉戸深輪工業団地造成（～12年度）、羽生下川崎工業団地造成（9年度～）

<別表>

人口の見通し

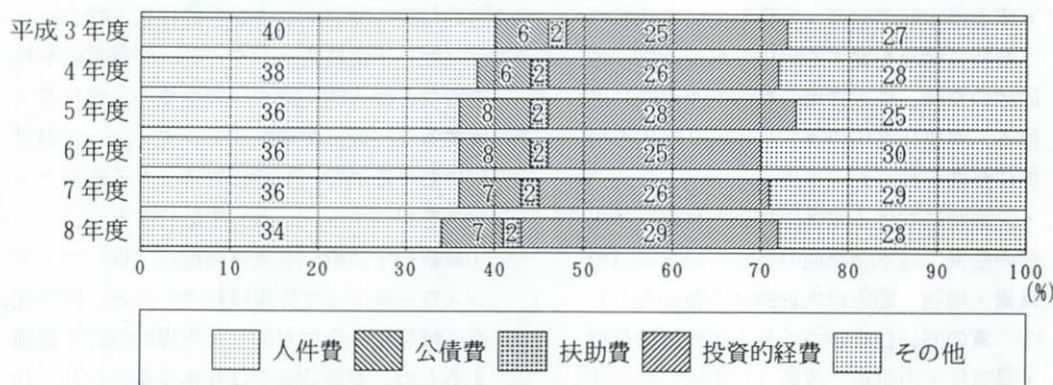
(単位：万人)

	実数	推計
	平成7年	平成13年
総計	676	714
0～14歳	109	113
15～64歳	498	508
65歳以上 (うち75歳以上)	68 (26)	93 (35)

(注) 平成7年の人口総数には、年齢不詳人口が含まれているため、年齢別の合計と総数は一致しない。

千人以下を四捨五入した。

歳出構造の推移



(注) 小数点以下を四捨五入したため合計が100%とならないことがある。

平成10年度県当初予算の規模と主な施策

既定事業の見直し等で財源重点配分

県の平成10年度当初予算は、一般会計1兆9,197億6,700万円（対前年度当初比7.9%増）、特別会計では県営住宅管理事業など13会計の合計2,898億7,760万1千円（同15.5%減）、企業会計では水道用水供給事業など6企業会計の合計1,785億8,227万1千円（同7.1%減）、各会計合せた総額は2兆3,882億2,687万2千円（同3.2%増）である。

一般会計予算を概観するに前年度計上しなかった地方消費税精算金や交付金の増加分などを除くと、実質伸び率は0.9%減である。こうした状況の下で公共事業や外郭団体などへの補助金の削減を行うなどその結果は前年度に増しての緊縮型である。中でも県単独公共事業の8.6%減少は、県内中小にとってまことに厳しいものである。

県は予算の編成に当たっては、厳しい財政事情の中で、各種事業を原点から見直し、経費の節減に努める一方、県民生活に密着した分野や、さいたま新都心、鉄道新線、県営スタジアム等、21世紀のさいたまの発展を支える基盤づくりには財源の重点配分に努め、県政の重要課題について着実な推進を図ることとした。

県政の重点課題への施策展開

県は、施策展開へ向け次の体系づけを行っている。

環境対策、安全なまちづくり、福祉・保健

・医療、人づくり、景気・雇用・中小企業対策、男女共同参画の社会づくり、市町村等の活動支援、21世紀へ向けての基盤づくりなど8つの指標を掲げ、伴う施策を上げている。その中、特に関連度合いの大きい施策を拾ってみた。

▶**埼玉ゼロ・エミッション**（廃棄物を再生原料として活用すること）の推進

県は、廃棄物の溶融化、固形燃料化、セメント原料化、堆肥化などの試験研究を進めているが、10年度は本庄地方拠点都市地域をモデルに実証実験を行うほか、熔融スラグの公共事業における試験施工をも実施する。

▶**建設副産物の有効活用の推進**

県は、建設発生土再利用ストックヤードの整備を県内2か所に計画、10年度その実施設計及び工事に着手する。

▶**ダイオキシン総合対策の推進**

県は、県民の健康への不安解消のため、10年度において「ダイオキシン類排出規制総合計画」の策定に併せ実施計画を策定し、総合的に対応するための体制の整備を行う一方、市町村や民間事業者が新しい規制基準に対応するための経営的・技術的支援を行う。関連予算として34億1千万円を計上した。

▶**緑地の公有地化の推進**

ふるさとの緑の景観地等の緑地の取得並びに保全を行う。10年度6億4百万円を計上。

▶**水源かん養林の整備**

新規に「水源の森」整備事業を設けたほか100年の森づくり、美しい森づくりなどを

進める。10年度予算に5億7,700万円を計上。

▶環境科学国際センター（仮称）の整備

県は、環境科学の試験・研究、情報の提供の中核機関の建設を騎西町に計画（9年度～11年度継続事業）、12年度オープンで推進する。10年度63億1,200万円を計上した。（別掲カコミ記事参照）

▶さいたま新都心の整備

10年度は、街路の整備、区画整理の促進、共同溝の整備及び周辺環境対策のほか、新駅設置の促進、本格化の（仮）さいたま広場、さいたまスーパーアリーナ建設等を推進する。それら合せ10年度予算に501億円を計上した。

▶自然にやさしい道づくりの推進

豊かな自然を保全・創造するため、道路の計画に当たっては定めに従い環境影響評価を実施、動植物への影響を最小限に抑えた構造、工法によるいわゆるエコロードの整備を推進する。10年度予算に2億6千万円を計上。

▶人にやさしい建物づくりの推進

既存建築物の改善の促進とともに、新たに「人にやさしい建物整備のための専門家集団」の育成、バリアフリー（障害者、高齢者に配慮、障壁となるものを取除くこと）対応建築物地図情報システム開発などを掲げた。

▶景気・雇用・中小企業対策の推進

制度融資として「経営支援緊急融資」枠を現行の70億円増の200億円、「一般事業資金」現行枠50億円増の804億円、「無担保無保証人資金」には現行枠50億円増の350億円とそれぞれ設定し、県内景気の浮揚に配慮した。

雇用対策では、「合同就職面接会」の実施、離転職者や中高年齢者・女性等の再就職促進のための職業訓練の充実で対処している。

また、商店街を中心とした中心市街地の活性化に向け、まちづくりと一体化した総合支援制度を創設する。この関連予算で4億1千万円を計上した。

▶さいたま新産業拠点の整備

県は、21世紀の埼玉の発展を支える基盤づ

くりの一環として、川口市に「さいたま新産業拠点（SKIPシティ）を整備する計画である。このSKIPシティには、技術基盤の強化と創造的な研究開発活動の総合的技術支援を行う「（仮）工業技術センター」、経営者、研究者などの人的交流や研究交流を支援する「（仮）産業振興センター」、21世紀における消費者問題に対応できる「（仮）生活科学センター」、最新の科学技術意識啓発拠点となる「（仮）サイエンスワールド」など、国際化、高度情報化社会に対応した先導的施設となる。10年度実施設計、11年度建設工事着工である。

部局別予算の概要

土 木 部

部所管の一般会計予算は1,659億7,128万8千円で、対前年度当初比242億1,021万円（12.3%）の減、特別会計（用地）は、365億739万6千円で同じく当初比8億4,300万3千円（2.3%）の減で、合せた総額は、2,024億7,868万4千円で前年当初比242億1,021万円（10.7%）の減少である。

一般会計のうちの公共事業予算は、単独事業が438億1,701万円で、前年度比44億6,567万7千円（9.2%）の減、国庫補助事業は526億3,622万3千円で、前年度比210億1,076万円（28.5%）の減。全体では964億5,223万3千円である（前年度比254億7,643万7千円の減）。

さらにこの公共事業予算（県単+公共）を各課別に見ると、「道路企画課」は、123億1,228万8千円で前年度比21億3,562万の減である。「道路建設課」は284億9,780万円で、前年度比83億3,274万3千円の減である。「道路管理課」は147億8,021万9千円で、前年度比9億2,565万4千円の減である。「河川課」は361億1,570万3千円で、前年度比89億7,826

万円の減である。「ダム砂防課」は38億4,622万3千円で、前年度比51億416万円の減である。

計上予算を見る限り前年度に比べ増加したのは道路管理課の国庫補助事業の1億7,912万円増のみで、他は県単、公共ともに大幅な減少である。従って計画箇所数にも反映、事業によってバラツキがあるものの、総じて減少傾向にあり、関係業界にとっては厳しい内容といわざるを得ない。

【主な事業別箇所概要】

－カッコ内数字は前年同期の箇所数－

〔道路企画課〕 交通安全対策一種事業（県単）＝自転車歩行者道75箇所(117)、交差点改良21箇所(37)、彩の国スクールロード整備＝自転車歩行者道62箇所(33)、交差点改良6箇所(3)、事故多発地点緊急対策＝自転車歩行者道3箇所(10)、交差点改良21箇所(10)、中央帯2箇所(11)、視認性改良（新規）41箇所(0)、バリアフリー（障害者、高齢者向け障壁除去）歩行空間整備＝22箇所(6)、交通安全施設一種事業（公共）＝自転車歩行者道49箇所(48)、交差点改良7箇所(6)。

〔道路建設課〕 道路改築＝138箇所(106)、交通渋滞解消16箇所(14)、地方特定道路改築＝46箇所(16)、緊急地方道路改築（県単・公共）＝25箇所(35)、橋梁架換（県単）＝25橋(31)、橋梁整備（公共）＝10箇所(10)。

〔道路管理課〕 舗装道整備（県単）＝指定修繕198路線(226)、側溝整備＝55箇所(67)、災害防除＝24箇所(19)、道路美化推進＝44箇所(40)・内訳道のふれあいスペース整備6、道路景観整備3、駅前フラワーロード整備9、道路緑化14、グリーンフェンス整備12、橋梁修繕＝80箇所(79)。

〔河川課〕 河川改修（県単）＝32箇所(26)、都市河川改修38箇所(28)、床上浸水解消緊急対策＝8箇所(6)、水と緑のネットワーク整備＝23箇所(24)、広域河川改修事業

（公共）＝27箇所(22)、総合治水対策特定河川事業（公共）＝42河川(21)、妨害調節池事業（公共）＝継続2箇所、床上浸水対策特別緊急事業（公共）＝継続6箇所

〔ダム砂防課〕 河川総合開発＝合角、大野、小森川3ダム周辺整備、ダム建設事業（公共）＝合角、大野2ダム、砂防施設（県単）＝46箇所(59)、急傾斜地崩壊対策＝13箇所(7)、通常砂防事業（公共）＝31箇所(36)、地すべり対策（公共）＝継続3の4箇所、急傾斜地崩壊対策（公共）＝継続5の6箇所。

住宅都市部

部所管の一般会計予算は1,602億3,437万9千円で、対前年度当初比11.8%の169億1,205万4千円の増である。特別会計（下水道事業、ゴルフ場事業、県営住宅管理事業）は810億2,632万9千円で、同じく伸び率は1.1%の9億198万9千円の増であり、その合計額は2,412億6,070万8千円となり、伸び率は6.9%である。

一般会計の2桁伸びは、新都心建設がピーク時を迎えたことと、県営スタジアム建設工事が本格化するなどで施設建設費が2桁以上の伸びによるものである。

工事に係る課別の予算規模は、次のとおりである（カッコ内は前年度当初比伸び率）

都市整備課は365億2,439万6千円（7.1%減）。公園課は115億7,322万5千円（26.8%減）、同課所管のゴルフ事業特別会計14億3,859万2千円（3.4%増）。下水道課は103億5,844万6千円（0.8%減）、同課所管の流域下水道事業特別会計は622億9,664万円（5.2%減）。住宅管理課所管の県営住宅管理事業特別会計は172億4,361万7千円（32.3%増）。住宅建設課は172億8,115万9千円（27%減）。新都心基盤整備課は137億9,415万6千円（1.4%増）。新都心施設課は298億5,224

万8千円(16.9%増)。スタジアム事業課は8億3,845万6千(61.3%減)。スタジアム施設課は54億4,275万5千円(766.9%増)である。

大型プロジェクト関連を除き各事業課予算が軒並みマイナスである反面、施策的事業とみなされる住宅建設支援に大幅な予算付けを行っているのが目につく。

主な事業の予算並びにその概要は、次のとおりである(カッコ内は当該所管課)

◆防災評価・対策技術開発共同研究(都市政策監付)100万円=建設省の総合技術開発プロジェクトと連携、地方公共団体が共同で災害に強いまちづくりに関する調査、研究を行う。

◆武蔵野操車場跡地及び周辺地域整備計画策定調査(都市計画課)100万円

◆街路整備(都市整備課)196億4,882万1千円=単独事業50路線。緊急地方道街路19路線、公共街路改良12路線、電線地中化管路築造5路線など。

◆土地区画整理事業(同上)71億5,543万5千円=組合施行等に対する補助

◆中心市街地活性化総合支援事業(同上)875万円=市町村が行う市街地再開発事業等で既存中心市街地の活性化への補助、対象4市4地区。

◆熊谷スポーツ文化公園国体メイン会場の建設(公園課)8億1,526万5千円=競技施設実施設計、埋蔵文化財調査、地質調査及び上下水道実施設計、共同溝実施設計を行う。

◆公園等施設整備(同上)9億3,950万円=県営大宮公園ほか17公園

◆ジョンソン基地跡地公園(仮称)建設(同上)=1,350万円=実施設計

◆開発許可事務情報化事業(開発指導課)708万6千円=開発許可等情報のデータベースを構築し、許可事務の迅速化、情報化を図る。10~11年度継続。

◆彩の国バリアフリータウンマップ作成事業(同上)2,233万9千円=バリアフリー対応建築物の所在等を収録した地図情報システムの開発

◆住環境整備総合支援事業(住宅管理課)4億2,142万9千円=住環境整備まちづくり支援事業を行う市町村への補助、対象7市

◆住宅建設資金融資事業(同上)48億4,564万7千円=新築・購入・改修資金貸付、新規貸付250件。

◆彩の国の家住まいるローン事業(同上)77億6,294万9千円=街並みや景観に配慮した質の高い住宅新築・購入資金の貸付、新規貸付750件。

◆平成10年度公営住宅建設(住宅建設課)7億68万7千円=中層、高層402戸、10~12年度継続、総額94億9,758万2千円。

◆平成10年度既設公営住宅改善事業(同上)5,300万円=既存県営住宅の耐震性能調査及び県営住宅土木構造物の耐震調査

◆さいたま新都心街路整備(新都心基盤整備課)30億8,279万6千円=与野大宮大通線ほか7路線。

◆新都心緊急街路整備事業(同上)35億2,200万円=赤山東線ほか3路線

◆新都心街路改良事業(同上)24億2,500万円=南大通東線ほか2路線

◆県営スタジアム(仮称)敷地整備(スタジアム事業課)8億3,845万6千円=スタジアム公園の敷地内造成工事。

◆県営スタジアム建設(スタジアム施設課)54億4,275万5千円=サッカースタジアムの整備工事の継続2年次分。



県営スタジアム(仮称) 規模概要

県営スタジアムは、本県サッカーの拠点として、また、日本サッカーの振興に貢献できる施設として整備し、青少年の健全育成にも寄与することを目的として整備を進めるものである。

施設の総体を形成するサッカースタジアム公園は、中央にメインスタジアム、西側にサブグラウンド2面、駐車場、調整池、緑地帯、水の広場、緑の広場等を配置し、県民の憩いの場を目指し整備するものである。

10年度は、スタジアム本体工事と併行し、敷地内の整備（調整池、道路、駐車場、広場、緑地等）及び観客輸送計画の検討を行う。このことに8億3,845万6千円を計上した。

〈スタジアムの概要〉

面積30ha、収容人員63,060人、構造規模地上5階の一部6階、一部地下1階建、屋根は客席の3分の2をカバーする。

工事期間は、平成10年度～13年度までの39ヶ月。10年度予算、54億4,275万5千円を計上した。総予算は446億2,921万9千円である。

農 林 部

平成10年度当初予算における一般会計は、540億6,296万7千円で、前年度同期に比べ70億1,087万円、率で11.5%の減である。

そのうちの土地改良などの農業基盤整備に当たる公共事業費は252億6,019万2千円で、前年同期比17.2%の52億2,936万5千円の減である。

予算編成に当たっては、健全財政を目指す県の中期計画に沿いこれまで主要施策として推進の中央卸売市場の整備、さくらの郷の整備、畜産センターの整備などの事業の見直しや農業基盤等の公共事業については、緊急性を加味し実施事業を厳選、さらに、補助金の整理・合理化を図る一方、埼玉農林業の将来像を見据えて、職業として魅力ある農林業の確立を目指す各事業を積極的に推進することにした。

【主な新規・重要事業の概要】

魅力ある農林業、環境保全に貢献する農林業、消費者に理解される農林業など5本の柱を立ててそれぞれ事業展開を掲げたが、そのうちの主なるものを拾ってみる。

・チャレンジ農業支援事業

高校生の就農へ動機づけるための農業実習や新規参入を希望する青年を対象に行う研修費用の助成をすることによる支援

・農林業生産基盤の整備推進

ほ場、かんがい排水施設、林道、治山施設など生産基盤の整備である。それら予算額は186億3,098万3千円を計上した。

・平地林循環型農業確立事業

平地林を活用した循環型農業（落葉を堆肥として活用）を維持発展させるため管理等に必要な機械の整備への補助を行う。

・水源の森林整備推進事業

水源地域の森林の水源かん養機能の向上を図るため、森林整備と施設の整備を集中的に実施する。予算に1億5,378万9千円を計上した。

・がん予防のための緑茶製剤研究開発事業

がんの予防に緑茶の効用に着眼、茶試験場と県立がんセンターが共同で、薬理効果の高い緑茶製剤を開発し、がんなどの成人病予防対策を推進する。予算に2,843万2千円を計上した。

林務課、農村整備課の2課に絞り、所属予算並びに主な事業をまとめてみた。

〔林務課〕平成10年度予算は95億9,559万7千円で、前年度同期に比べ6億1,533万9千円、率で6.0%の減である。

主な事業は、次のとおりである（カッコ内数字は前年度当初比伸び率）

◆さくらの郷整備＝2億3,292万4千円（37.7%減）、計画を見直し環境影響調査をはじめ整備に関する基礎的調査を行う。

◆美しい森づくり推進事業＝4,290万円（97.9%増）、溪畔林整備やファミリーの森づくり事業への補助で事業を助成する。

◆100年の森づくり事業＝6,145万4千円（0.1%増）、8haの森林確保、関連施設の整備及び維持管理

◆林道開設＝22億7,678万円（2.0%増）、事業量は31路線の延長7km。

◆既設林道改良整備＝5億8,864万2千円（4.9%減）、事業量は87箇所、延長18km。

◆林業地域総合整備＝6億6,580万円（1.8%増）、整備2地区、事業量は14箇所、延長3km。

◆治山事業＝21億4,356万6千円（18.4%減）、復旧治山19箇所74ha、予防治山18箇所67ha、地域防災対策総合治山1箇所10ha。水源の森施設等整備13箇所、90ha。

〔農村整備課〕平成10年度予算は244億1,909万6千円で前年度当初に比べ46億7,871万円、率で16.1%の減である。

主な事業は、次のとおりである。

◆県営かんがい排水事業＝27億3,097万5千円（40.1%減）、対象18地区（うち新規1）用水路延長2,579m、排水路延長10,406m。

◆県営ほ場整備＝20億8,891万円（23.0%減）、対象21地区（うち新規2）整備面積は104.5ha。

◆県営農地防災事業＝40億2,322万6千円（11.0%減）、対象22地区（うち新規5）の頭首工1、取水工1、排水機場2など。

◆県営中山間総合整備事業＝4億5,520万円（60.4%増）、対象4地区（うち新規2）の農道整備延長900mほか。

◆県営農道整備＝3億5,962万4千円（4.0%減）、対象7地区（うち新規2）の道路工延長3,760mほか用地買収。

◆国体営土地改良事業＝51億124万5千円（24.2%減）。

◆県単独土地改良事業＝7億8,924万3千円（1.3%減）。

企業局

県企業局所管の平成10年度公営企業会計における事業別の予算規模（資本的支出）は、電気事業4億4,254万9千円で、前年度同期比4.6%の減。工業用水道事業9億1,861万1千円で、同8.8%の減。水道用水供給事業454億9,610万5千円で、同7.8%の減。土地開発整備事業210億5,380万6千円で、同18.4%の減。レクリエーション施設事業13億3,434万1千円で、同5.5%の減などであり、これら5事業会計の合計は683億6,226万1千円で、前年度同期比11.4%の減である。

【新規事業及び主な事業の概要】

・滝沢発電所建設事業

全体計画：事業年度平成10年度～19年度の10ヵ年継続事業、計画施設能力：最大出力3,400kw、年間発生電力量11,557Mwh。

10年度の主な事業としては、実施設計。

運転開始予定は平成20年度で総事業費は、25億3,467万円である。

・柿木浄水場（南部工業用水道）処理水除塵機更新並びにフロキュレータ更新。

10年度予算に3億3,665万8千円を計上した。

・水道用水供給施設建設事業

<10年度における主な事業>

(1) 送水施設整備＝60億2,800万4千円

を計上し、送水管工事（飯能支線、神川支線、入間西部連絡線等）を行う。

(2) 災害に強い水道施設の整備＝99億3,542万2千円（送水施設費を含む）を計上し、耐震管の布設、水管橋の補強工事、浄水場施設の補強工事を行う。

(3) (仮称) 西部浄水場の建設＝49億2,160万円を計上し、用地取得、実施設計等を行う。

①土地開発整備事業・加須下高柳工業団地造成事業＝36億1,319万5千円を計上し、道路築造工事、公園緑地の整備を行う。

②行田南部工業団地造成事業＝19億6,451万円を計上し、道路築造、調整池の築造等の工事を行う。

③妻沼西部工業団地造成事業＝24億4,450万9千円を計上し、道路築造、調整池築造の工事を行う。

④杉戸深輪工業団地造成事業＝15億8,149万円を計上し、道路・調整池など工事を行う。

⑤羽生下川崎工業団地造成事業＝19億8,681万8千円を計上し、用地取得及び環境影響評価書の作成を行う。

・レクリエーション施設事業

(仮称) 神川野外スポーツ・レクリエーション施設建設事業＝2億1,726万1千円を計上し、実施設計、堤外造成工事を行う（別掲の施設整備概要参照）。

神川野外スポーツ・レクリエーション施設(仮称) 整備計画の概要

県は、児玉郡神川町地内神流川河川敷を含む面積58haを活用、一大レクリエーション施設を整備する。

狙いは、本庄、児玉地域の振興が主目的、若者から高齢者までさまざまな県民が憩える各種ゾーンを設定、多彩な施設を導入、神川地域のシンボルとして形成するものである。

導入施設

- ・保養施設ゾーン＝温浴施設、飲食施設、農産物直売所、屋内イベント会場
- ・エンタランスゾーン＝花の広場、多目的広場（アスレチック遊具）
- ・オートキャンプゾーン＝オートキャンプ場（区画サイト、常設テント、せせらぎ）
- ・ジャンボリーゾーン＝ジャンボリ広場、バーベキュー広場
- ・親水施設ゾーン＝修景池
- ・ニュースポーツゾーン＝ターゲットバードゴルフ場
- ・運動施設ゾーン＝サッカー場、野球場
- ・自然保全ゾーン＝散策路、自然観察場

整備計画年次

平成10年度から12年度。平成13年開業

全体事業費

予算額で約39億円

整備スケジュール

10年度＝実施設計、土木関連工事

11年度＝土木関連工事、建築工事

12年度＝土木関連工事、建築工事

警察本部

10年度における主な計画事業は、次のとおりである。

- 交通安全施設の整備 = 41億7,795万8千円、信号機の新設・改良、標識・標示・横断歩道等の設置、交通管制センターの整備等。
- 吉川警察署仮設庁舎等の建設 = 4,626万6千円、(参考)新庁舎の規模はRC造地下1階地上4階建延床面積5,300㎡。
- 草加警察署庁舎の建設(2年次分) = 30億773万円、RC造5階建延床面積5,720㎡。
- 駐在所建設(2ヶ所) = 3億9,860万円。
- 交番の整備(新設7カ所、設計1カ所) = 1,624万2千円。
- 待機宿舎建設(1棟) = 8億7,252万7千円、建設地は大宮市地内、建物規模RC造5階建40戸、約3,900㎡。

教育局

県教育局の平成10年度予算は合計5,021億2,525万2千円で、前年度同期比1.8%の減である。教職員の497人減は大きい、全体を通じ投資的分野での縮減傾向が目につく。

新規事業及び重要施策

関連の深い事業を所管課別にまとめてみた。

- [財務課] ・グラウンド整備 = 7,105万4千円、工事3校(川越女子、宮代、坂戸)、
- 防音校舎空調設備整備 = 3,177万1千円、調査設計2校(狭山清陵、所沢緑ヶ丘)、
 - 校舎の改修及び耐震補強 = 23億593万6千円、診断・設計12校、工事15校。
 - 校舎の耐震補強 = 21億2,367万3千円、診断、設計43校、工事16校。

県立高校防災拠点施設整備・改築、改修 = 14億6,301万1千円、単年度事業2校(杉戸、与野農工)、改築(2年継続1年次分) = 7億4,067万8千円、2校(上尾、越ヶ谷)、

- 川越高校図書館棟改築 = 3億1,841万7

千円。・草加南高校特別教室棟の建設 = 1億6,492万9千円、

- 行田高校総合学科校舎整備 = 1億6,969万1千円(2年継続1年次分)、
- 春日部工業高校実験実習棟改築(基本設計) = 574万4千円。

- 秩父養護学校校舎改築・改修(校舎4,600㎡、体育館・グラウンドの改修、プールの屋内温水化) = 13億1,691万円(2年継続1年次分)。
- (仮)川島養護学校校舎新設(敷地面積32,000㎡、校舎RC平屋建物8,600㎡、体育館・屋内温水プール・全天候型グラウンド) = 12億5,351万8千円(2年継続1年次分)。

[特殊教育課] ・大宮ろう学校専攻科棟増築 = 812万4千円(調査設計)。

[文化財保護課] ・稲荷山古墳の保存整備 = 2,200万円、

- 比企歴史の丘整備 = 262万2千円。

その他

(カッコ内は当該所管課所)

- 建設副産物有効活用の推進 = 3,874万3千円、ストックヤード整備に伴う実施設計及び工事2箇所、(建設管理課)
- 浄水場発生土の有効活用 = 6億536万円、セメント原料化へ向けて施設整備(県企業局)
- 非常用発電設備の整備(1カ所) = 3億9,705万4千円(管財課)
- 県施設の防災対策 = 4,076万2千円、建物耐震診断、補強設計及び工事6カ所(管財課)



人にやさしいまちづくり

青空につつまれた田園文化都市の実現へ！



東松山市長 坂本 祐之輔

はじめに

埼玉県のほぼ中央にある本市は、東京都心から約50km圏、県都浦和市からは約35km圏に位置し、総面積65.33km²を有しています。

西部から北部の一部にかけては、秩父山系に連なる丘陵地帯で、緑と清流に囲まれた武蔵野の面影を残しており、豊かな自然環境に恵まれています。また、池袋まで1時間あまりの東武

東上線や関越自動車道に代表される交通網の充実や、土地区画整理事業等による都市基盤の整備を実施することにより、昭和60年代以降、急速な都市化の進展とともに、首都圏の拡大の影響も受け、全国でも屈指の人口増加率を示しましたが、最近はやや沈静化の傾向が続いており、平成10年1月の人口は約92,000人であります。

本市は、『生活重視・福祉優先』を基本理念として掲げながら、障害のある方もそうでない方も、共に暮らしを分け合い、安心して住むことのできるノーマライゼーションのまちづくりを目指しています。平成8年度に策定した第三次総合振興計画では、今後10年間のまちづくりについて「5つの目標」を掲げ、その目標達成に向け、次のような事業の展開を図ってまいります。



物見山周辺の風景

1. 生きがいのもてるスポーツ・健康・福祉都市

近年の少子高齢化に伴い、本市においても、高齢者人口比率は、全国平均に比して低いものの、すでに11%を超え、高齢者対策に対するニーズも多様化してきており、本格的な施策の展開が必要となっています。

本市は、福祉優先の理念に基づき、365日型の“一人暮らし老人配食サービス事業”や“24時間巡回型ホームヘルプサービス事業”をはじめ、在宅福祉施策を重点的に推進しており、昨年度からは、県下で初めて痴呆性老人のための“財産保全・管理サービス事業”を開始いたしました。

さらに、各種サービスの充実とともにハード面においても、在宅福祉機能と老人保健施設とを中核とした（仮称）総合福祉エリアの

建設に着手するなどして、総合的な福祉コミュニティエリアの形成を目指しているところです。そのほかにも、公共機関のバリアフリー化に取り組むなど、障害者や高齢者にやさしいまちづくりを推進しています。

また、本市は「歩けのまち」として、毎年、国内で最大規模の「日本スリーデーマーチ」を開催しており、昨年の20回記念大会においては、国内外から延べ10万人を超える参加者を迎え、参加者にとっては歩くことの楽しさと、人とのふれあいを実感できる貴重な機会となっています。これまでも、ウォーキングセンターの建設やふるさと自然のみちの整備等を行ってまいりましたが、今後も引き続き、ウォーキングトレイル事業を展開していくなど、歩けのまちにふさわしい環境づくりに努めてまいります。

2. 安全な快適環境都市

本市は鉄道や道路など恵まれた交通体系により、首都圏の近郊住宅都市として発展を続けてきました。バブルの崩壊以降、大規模な

開発は沈静化してきていますが、引き続き、適正な開発を計画的に誘導していくとともに、秩序ある地域の活性化を図っていく必要があります。

また、今年度からは、市内循環バスの運行を開始し、市街地周辺地



ウォーキングセンター



日本スリーデーマーチ



一人暮らし老人配食サービス

域における利便性の向上を追求していきます。

現在、環境問題が大きな関心を集めています。そこで、本市では昨年の7月からごみの5分別収集を開始したところですが、今後は豊かな環境を守り育て、次代へと引き継いでいくための総合的な指針となる環境基本計画を策定し、広域的な連携をも図りながら環境にやさしいまちづくりを推進してまいります。

3. 国際性豊かな文化創造都市

日本スリーデーマーチの開催以来、インターナショナル・フォーデーズマーチの開催地であるオランダのナイメーヘン市とは、長い間親善を深めてきましたが、平成8年に姉妹都市として提携を結びその後も中学生の派遣をはじめとした市民交流が盛んとなっています。さらに、昨年度には国際交流協会も設立され、よりいっそう国際性豊かな市民の育成に努めてまいります。

また、高齢化時代を背景に自由な時間が増大し、精神的な充足や人との交流の場を求める声が多くなってきており、生涯学習を総合的かつ計画的に推進していくことが急務となっています。そこで、生涯学習推進計画を策定するとともに市民が効果的に学習できるよう、学習内容と学習機会の体系化に基づいた生涯学習プログラムを確立し、市民一人ひとりの生きがいづくりに努めてまいります。

4. 活力ある自立産業都市

豊かな緑や地域の文化など恵まれた自然環境を活用しながら、観光資源の振興に努めています。市の花ばたんをテーマとした野田ばたん公園は、関東でも屈指のばたんの名所として拡張整備を終え、また物見山公園や市民の森等については、本市の特徴である丘陵を活かした整備を進めるなど、首都近郊の行楽地として展開してまいります。

また、本市では「やきとり」が独特の食文化を形成し、その味覚を求め、県内外からたくさんの方が訪れます。今後も、ウォーキングと梨狩りを組み合わせるなどして、地域の特性を活かした観光の推進を図ってまいります。

5. 市民とあゆむ手づくり都市

地方分権が進展するにつれて、本格的に市民参加施策を推進する必要があります。そのため、地域の総意に基づいたまちづくりを展開していくことが求められ、市民と行政の情報共有が必要となってきています。そこで、今年度から、市民の代表による「情報公開懇話会」を設置し、条例の早期具体化を図ってまいります。

また、今まで、市長室にFAXを設置し市民の声が直接届く“よろしくFAX”や各地区へ出向き市民と膝をまじえて懇談する“ふれあいトーク”等の広聴活動を行ってまいりましたが、そのほかにまちづくりへの市民参加の新たな機会を確保するため、ワークショップ方式を取り入れるなどして、事業の計画段階から市民の声を広くお聴きし、市政に反映できるような体制を築いてまいります。

おわりに

21世紀を目前に控え、本市でも極めて厳しい財政状況下にあります。市民のニーズは、高度化・多様化の一途を辿っています。

こうした中、各事業を実施していくうえでは、有効性や費用対効果を十分に考慮するとともに、時代の変化に対応できる柔軟性が求められてきます。

地域の未来を自ら描ける分権型社会の到来が現実となる中、本市の将来像である『丘陵と緑の澄みきった青空につつまれた田園文化都市』の実現に向けて、施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

最近の県内経済情勢

1. 県内経済の概況

県内経済は、長引く個人消費や住宅投資の不振が、企業マインドにも大きな影響を与えており、景気後退局面が続いている。

現在の状況を見ると、①個人消費の落ち込みによる大型小売店販売や乗用車販売の不振、②将来に対する不安からくる住宅着工の低迷、③企業の業況悪化に伴う設備投資の鈍化、などが目立つ。

さらに、企業の在庫調整の動きも本格化しつつあり、生産面への影響が懸念され、先行きに対する不透明感も広がってきている。

今後は、政府による大型減税などの思いきった対応が景気回復の前提となる。県内には、内需関連型の中小企業が多く、また、業況も厳しい状況にある事業所が増えてきており、速やかな景気対策の実効が期待される。

2. 主要項目の動向

(1) 生産

県内の生産活動は、低水準の中で一進一退の動きを続けている。

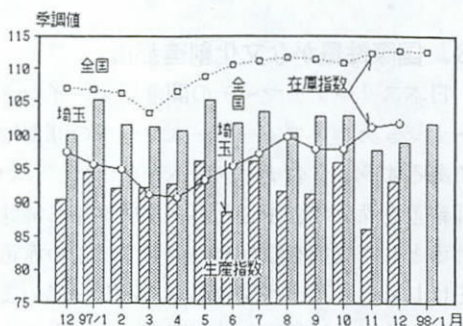
12月の鉱工業生産指数は93.2（季節値、1990年=100）で、前月比（+8.1%）、前年比（+3.2%）とも上昇した。11月は前月比2桁マイナスを記録するなど落ち込みが大きかったが、著しい回復をみせた。

品目別では、医薬品、普通乗用車（部品を含む）、自動販売機、カラーブラウン管などの生産が好調であった。

主な業種の生産指数は、輸送機械90.7（前年比+0.2%）、一般機械96.5（同+16.4%）、電気機械87.4（同▲0.7%）などとなっている。

一方、在庫指数は101.9（前年比+4.4%）で、2ヵ月連続で上昇した。

生産・在庫指数の推移



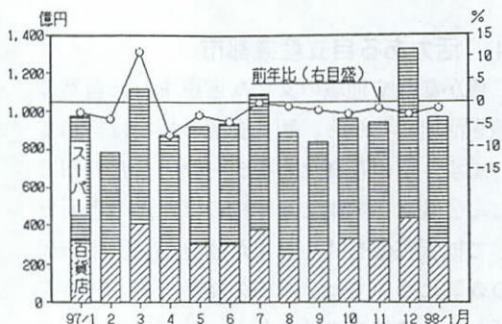
(資料：通産省、埼玉県)

(2) 個人消費

大型小売店販売は、引き続き低迷した状況が続いている。

1月の大型小売店販売は965億6,100万円、前年比▲2.5%（店舗調整値）。引き続き主力の衣料品の前年割れが続いており、また、バレンタイン、ホワイトデーといったギフト商戦も前年並みにとどまった模様。

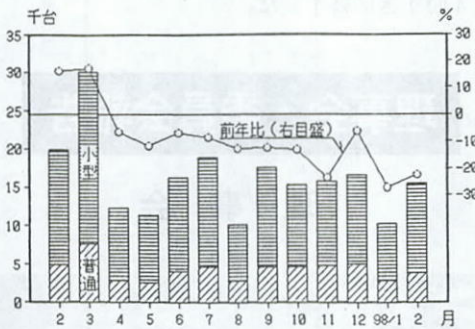
大型小売店販売額の推移



(注) 店舗調整値 (資料：関東通産局)

一方、乗用車販売も、昨年4月以来、深刻な状況にある。2月の乗用車新規登録台数は15,408台、前年比▲22.6%と1月同様20%以上の大幅な落ち込みとなった。前年割れは11ヵ月連続で、市場は一段と冷え込んでいる。期待された所得税減税の効果もほとんど現れていないようだ。

乗用車新規登録台数の推移



(資料：日本自動車販売協会連合会)

(3) 工事受注

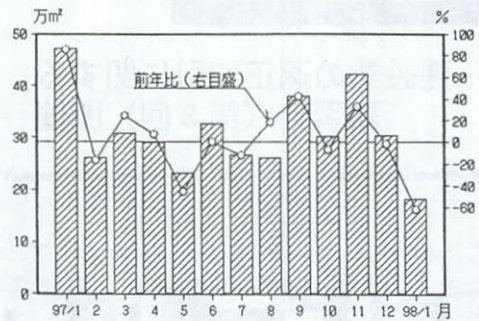
公共工事は、受注額では前年実績を確保しているものの、徐々に前倒し発注の息切れが表面化してきている。

2月の公共工事の前払保証に対する請負額は347億円、前年比+12.8%で、4ヵ月連続して前年の水準を上回ったが、前月比では36.2%も減少した。

民間工事は、景気停滞の長期化の影響などによりここにきて落ち込みが目立ってきた。

1月の非居住用建設着工床面積は181,815㎡と、前年比で61.5%も減少した。1ヵ月の着工床面積が20万㎡を下回ったのは、95年1月以来3年ぶりのことで、落ち込みの大きさがうかがえる。

非居住用建設着工床面積の推移



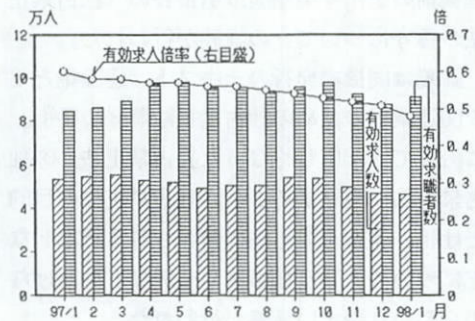
(資料：建設省)

(4) 雇用

有効求人数は前年同月比2桁の減少となり、雇用環境の悪化が深刻になってきた。

1月の有効求職者数は91,085人で、前年比+7.5%の増加。一方、有効求人数は46,168人で、前年比▲12.6%、と4ヵ月連続の減少となり、減少幅も拡大した。この結果、有効求人倍率(季節調整値)は前年差0.12ポイント低下して0.48倍と0.5倍を割ってしまった。景気後退局面が続いており、雇用環境は一段と厳しさを増すと予想される。

有効求人倍率、求人数の推移



(資料：埼玉県)

(本稿はあさひ銀行総合研究所提供)

連合会の動き

建設業の適正取引に関する 講習会（第3回）開催



2月9日午後1時半から埼玉建産連会館センター大ホールにおいて本年度第3回目の「建設業の適正取引に関する講習会」を開催したところ、約250人が参加し、熱心に受講した。

本講習会は埼玉県建設業協会と当建産連が共同で開催したもので、はじめに主催者を代表して建産連の島村会長から、「独占禁止法の遵守について一層の徹底を図り、公正かつ適正な企業活動の推進に努めなければならない」とのあいさつのあと、建設業適正取引推進機構の土田孝美相談取引部長の「独占禁止法の遵守について」の講義が行われた。

講義は同機構発行のテキスト「建設業とその関連業界のための独占禁止法遵守の手引」に沿って「①厳しくなった独占禁止法、②独占禁止法に違反すると、③独占禁止法の目的と仕組、④独占禁止法で禁止される行為」などについて、豊富な事例や判例などをあげながらわかりやすい講義が行われた。

次いで、埼玉県土木部建設管理課の増井武久主席建設技術主幹から県の公共事業コスト削減対策を中心に「最近の県建設業行政について」の講義が行われた。

公共工事コスト削減は平成9年度から11年度までの3か年で、合計10パーセント以上の

コストを削減することを目標として、82の県独自策を含む190の具対策に取り組むこととされ、例えば「プレキャスト製品の活用や、リサイクル材の活用、建設発生土のストックヤードの建設による公共工事間利用」などがあげられた。その他、入札価格が事後公開されることになったこと、現場の専任技術者の登録の必要性やJVの取扱いについての県の方針などの説明がなされ、盛会のうちに午後4時すぎに終了した。

理事会・委員会報告

理 事 会



3月23日正午から建産連会館センター棟2階第1会議室において、年度第4回目の理事会を開催し、平成10年度通常総会の開催日程並びに一連の提出議案に関する試案、平成10年度全国府県建産連会長会議の設営に関する諸案件を議題に審議した。

【議事経過の概要】

定刻、山村常務理事の司会で開会、冒頭島村会長の挨拶を受けたあと、会長を議長に議事を進めた。

はじめ平成10年度通常総会開催日程及び総会付議案件など一連の試案を提示し、事務局が順次説明を行った。

まず、開催日は6月15日(月)とし、場所は当建産連会館センター棟2階第1会議室とする。また、懇親会は同センター3階大ホールにおいて開催としたが、時局柄開催するかそれとも行わないかをまず問い、開催するとした場合その方法として2案を提示し意見を求めた。結論として開催することを前提に主賓に当たる役所関係に是否の意向を確かめたうえ実施方法を選択しこれを決めることとした。

続いて、平成9年度事業の実施状況及び10年度事業計画案を提示し、それぞれ説明、さらに平成9年度一般、特別会計の収支決算見込み及び10年度同収支予算の試案を提示し説明を行ったうえ質疑を受けた。いずれも疑義発言なく、これらをもとに各案とも成案に向け作業を進めることにした。

引続いて、委員会の改組案を提示し意見を求めた。

この改組案は、従来の6委員会のうち構造改善と経営合理化の2委員会を統合、名称を構造改善委員会として5委員会制にしようとするものである。

2委員会の統合は、主なる活動内容が、その目的で類似ないしは重複視される点が多いことからこれを一体化し整合性を図るというものであった。

これに対し2委員会を統合することに異論はないが、統合を契機に活動目的に透明性をもたせ活動そのものが実効あるものに見直しを求める声が主に専門工事業団体から続出、論議を呼んだ。

対案として委員会の下部組織として部門別に部会を設け対応することが浮上、一応この線で検討を行い、次の理事会までにまとめて決定を図ることで同意を得た。

続いて、本年9月当建産連が幹事団体として開催予定の平成10年度全国府県建産連会長会議に向けての設営計画案を提示し説明の上協力要請を行った。

具体的には9月17日～18日の開催とし、場所はパレスホテル大宮、参加人員は来賓等を含めて150人を見込んだものとなっている。

計画案に同意、細目は一任で合意を得た。

次いで、会館センター施設利用に係る予約期日を6ヵ月前より受付と明確化したもの。

また、建産連会館の空調設備改装したことにより生じた1階部の機械室跡の活用(倉庫等)を促したものである。

以上で議事を終了、続いて、事務局報告で会館等一連の空調設備改修工事が完了したことについて説明、また事務局女子職員の移動(退職・新任)について報告し了承を求めて会議を閉じた。

会議終了後、高度な技能教育、理論及びマネジメント教育の場として新しいタイプの私立大学「国際技能工芸大学(仮称)」の設立を推進する(財)国際技能振興財団の常勤理事高橋貢氏が来席、同大学設置構想等について説明があり、21世紀を担う有能な技術者、技能者を育てるものとして理解と協力が求められた。

ちなみに同大学は本県行田市に設立が決まり、本年秋口から建設工事に着手、平成13年度の開学を目指すものである。

広報委員会

1月27日正午から建産連会館1階特別会議室において広報委員会(松本孔志委員長)を開催し、建産連ニュース第75号(1月15日付)の発行について及び同ニュース第76号(4月15日付)発行に伴う編集について意見交換のあと平成10年カレンダーの処理経過及び、平成10年度広報・啓発活動について協議した。

定刻開会、冒頭松本委員長より挨拶を受けたあと議題を追って議事を進めた。

はじめ建産連ニュース第75号の発行経過及

び記事に関し内容説明を行い、関連意見等を求めた。特に疑義等の発言はなかった。

次いで、同ニュース第76号(4月15日付)の編集案を提示し、項目ごとに説明を行って意見、提言を求めた。

意見交換の結果、原案をもって了承されたが、「県の大型プロジェクトの事業の進捗状況や今後の工事発注計画等を情報として加えられないか」との要望があり、その取扱いについては適宣対処することで了承を得た。

続いて、平成10年カレンダー(3,000部製作)の処理については、配布先一覧表を提

示して了解を求めた。

次いで、平成10年度における広報・啓発事業について諮った。

まず、建産連会館正面に設けた懸垂幕の活用で、新たなテーマが生ずれば現行に替えて使用する旨述べて了承を求め、次いで建産連ニュース第77号以降シリーズもの並びに連載記事について新しいテーマにより採用していく考えを述べて了解を求めた。

最後に、次回の委員会は4月21日開催と決めたくう散会した。

建設物価／臨時増刊

土木コスト情報

毎月一日発行

実態調査による総合物価版!!

月刊 建設物価

- 建設資材価格・工事費・労務費・運賃
- B5判/900ページ ■定価3,800円(送料別途)
- 年間購読料/＜毎月・年12冊＞37,200円
(1月・7月発行の臨時増刊号/速報版/送料サービス)

- 季刊誌 — 市場単価方式による —
- 年間購読料/12,000円(税込・干共)
[春(4月)・夏(7月)・秋(10月)・冬(1月)]発行
 - B5判/340頁 ●3,400円(税込)

■建築・設備工事の施工単価と見積り実例の画期的な総合誌!

建設物価／臨時増刊 建築と設備コスト情報

仮設から外構工事まで、豊富なコスト情報!

- 本誌の特色●
- *実例による我が国唯一のコストプランニング資料
- *工事費/建築工事・施工単価推移表/建築着工統計にみる単価の推移。
- *建築・設備工事施工単価/見積り実例。
- 上期/2月刊 下期/8月刊 B5判/730ページ 定価4,600円(送料別途)
- 年間購読料<上・下期年2冊>8,200円(送料サービス)

'98 新刊案内

建設省公表の土木工事標準歩掛り

【建設省土木工事積算基準】

◆平成10年度版◆



建設大臣官房技術調査室/監修
土木工事積算研究会/編
発行/財建設物価調査会・建設行政出版センター
B5判/約950ページ/定価9,370円(税込) 送料600円

平成10年度大幅改正実施!

10年度版は、19工種(標準歩掛り工種16工種、新規工種3工種)が改正され、施工形態の変動への対応、歩掛りの合理化、簡素化が改正、制定の視点であると同時に、排出ガス対策型建設機械が新規に制定され、注目されています。また、第3編として、新規に土木工事における電気通信設備共通設備工が挿入され、内容の一層の充実が図られています。

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8(フジスタービル)

業務部業務一課

☎ 03-3663-8761(代)

FAX 03-3663-8768

埋蔵文化財 関連史跡探訪(6)

鉢形城跡の保存と整備

1 鉢形城の位置

鉢形城は寄居町大字鉢形字城を中心とした、指定面積約24ヘクタールの広大な縄張りを有している。寄居市街地の中心を東流する荒川の右岸に面し、荒川にそそぎ込む深沢川が形成した河岸段丘に曲輪が形成されている。この位置は、鎌倉上道と接する位置にあり、上野国への重要な拠点であり、荒川が秩父山地より関東平野に流れ出る地点で、平野部と山地部の接点に当たり、双方への利便性が高かった。特に氏邦入城後以降、後北条氏の上野・下野進出が激しくなり、天正十年（1582）には後北条氏領は関東一円に広がり、鉢形城は北関東における最大拠点として、北条氏照の八王子城、滝山城、北条氏規の蕪山城と共に、本城である小田原城を中心とする関東経営の拠点として機能した。

寄居町内では、鉢形城のほかには在地領主である藤田氏の居城である花園城、花園御岳城、長瀬方面を押さえる金尾要害山城、用土新左右衛門の居館・用土城などの枝城が存在している。

2 歴史的概要

鉢形城跡の築城年代の詳細は不明であるが、文明年間（1469～1486年）に長尾景春が築城したとする説が有力である。また北条氏邦の菩提寺である正龍寺の文書には「相馬小次郎（平将門）、鉢形に在り、源経基之を追って自ら鉢形城に拠る」とある。さらに畠山重忠

が居城したとも伝えられる。

鉢形城が確かな資料の上に確認できるのは文明八年（1476）のことである。「鎌倉大草紙」「太田道灌状」によって、この年の六月に山内上杉顕定の家臣である長尾景春が鉢形城に拠って顕定に叛いたことが知られる。長尾景春が主家である上杉顕定に叛いたのは、家督争いが原因とされる。景春は要害の鉢形城に籠もって反旗を翻し、五十子の陣等で合戦を繰り返したが、扇谷上杉定正の家宰太田道灌に攻められて文明十年（1478）落城し、景春は秩父に逃れ、鉢形城には上杉顕定が入った。以来、河越城による扇谷上杉定正と鉢形城の山内上杉顕定の戦いとなっていった。この頃の鉢形城の様子は漆桶万里の「梅花無尽蔵」や紫屋軒宗長の「東路の津登」に描写されている。

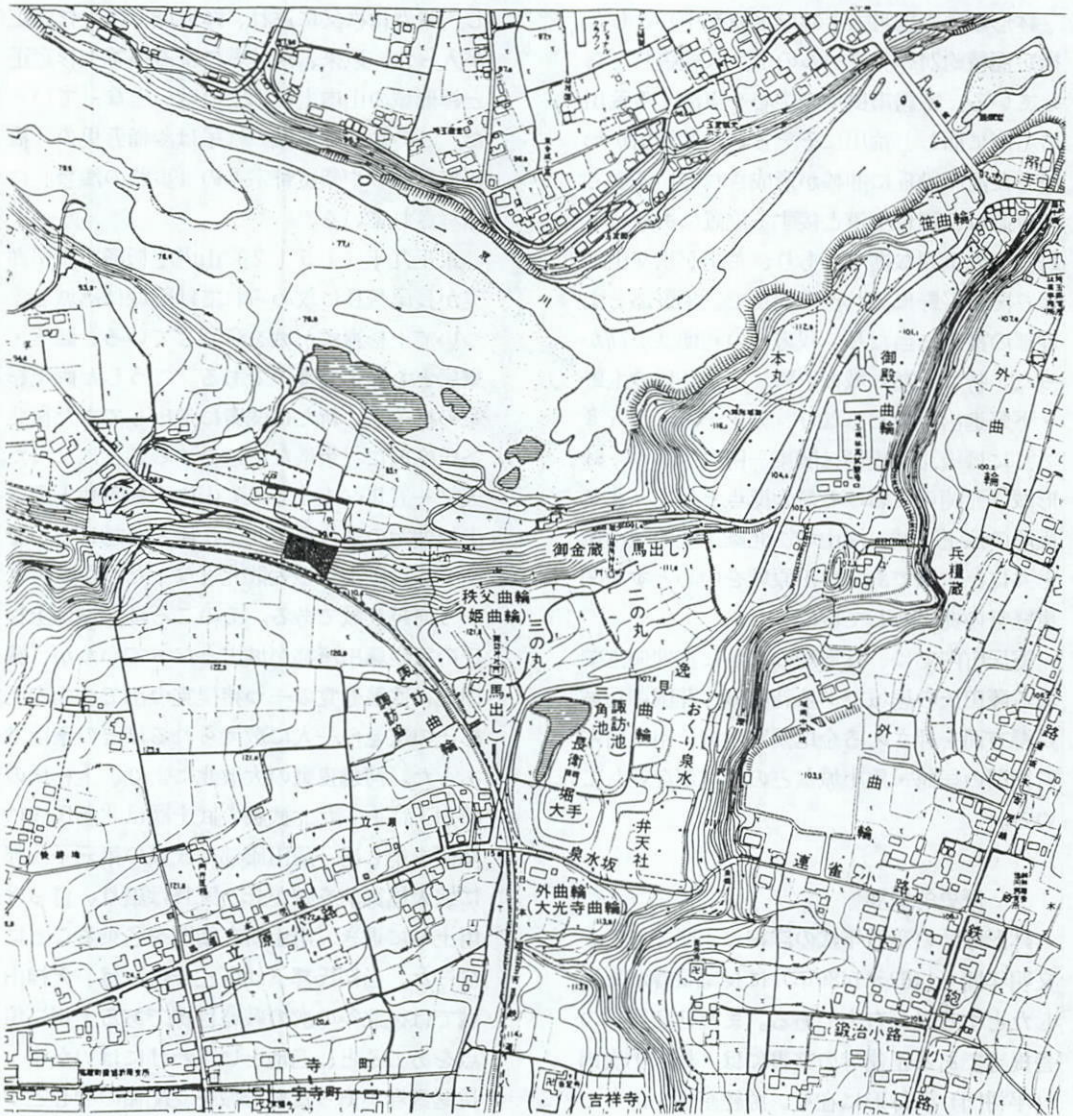
永正九年（1512）山内上杉顕定の子顕実が長尾景長に攻められて鉢形城は落城し、ついで上杉憲房が城を奪回している。顕実・憲房とも顕定の養子である。こうした両上杉家の抗争も、新たに関東に進出してきた後北条氏を前に、余儀なく連合することになった。天文一五年（1546）山内上杉憲政と扇谷上杉朝定の連合軍が北条氏康と河越において衝突し、両上杉の大敗北となったのが、世にいう河越夜戦である。そのころ鉢形城は上杉氏の家臣藤田康邦が城主となっていたが、藤田氏は武蔵七党の一つ猪俣党の出で、山内上杉氏の家老の一人に数えられるほどの重臣であった。河越夜戦の大敗北により、上杉氏の勢力下にあった北武蔵の武士層は北条氏康に降伏を申し出、藤田康邦は氏康の第三子氏邦に娘大福御前を嫁がせ、家督は譲り、自らは用土城に退き、用土新左衛門を名乗ることになった。当初氏邦（幼名乙千代）は、天神山城では後北条の次の戦略目標である上州に焦点をあてると、適地というわけにはいかず、長尾景春が拠った鉢形城を支配領の中心とすることにした。その鉢形移城の年月は明らか

ではないが、ここにおいて本格的な修築が始められた。

豊臣秀吉の天下統一事業が進み、小田原攻めが行われることになるが、その契機となったのが天正一七年（1589）沼田城代の猪俣範直が真田氏の属城名胡桃城を攻略したこととされる。猪俣氏は藤田氏と同様に武蔵七党の系譜を引き、ほぼ同じ頃後北条氏の家臣となったと思われる。小田原で出撃を主張したといわれる氏邦は、居城鉢形城に戻り、三千の軍勢をもって城、砦等を固めたと伝えら



鉢形城跡全景



鉢形城跡地形図

れている。鉢形城は中仙道から南下した前田利家、上杉景勝、本多忠勝、真田安房守ら総勢五万余の大軍に攻められた。こうして六月十四日ついに堅固を誇った鉢形城は落城した。氏邦は前田利家に預けられ、慶長二年（1597）に金沢で死去し、遺骨は家臣町田康忠によって旧鉢形領の正龍寺に葬られた。

3 鉢形城の遺構について

鉢形城は、昭和初期国鉄八高線の建設において、当初城内を通過する予定であった路線計画に先立ち、昭和7年4月19日国の史跡として指定された。

遺構としての鉢形城は、本丸を中心に二の丸・三の丸・秩父曲輪・外曲輪などが造られ、堀や土塁・虎口（出入り口）・馬出し（出入り口の防御施設）などが極めて良好な状態で残されている。典型的な平山城といわれ、後北条氏の代表的な城郭として極めて学術的な価値の高い史跡である。現況からは上杉氏・長尾氏の居城時の遺構は確認できないが、主な城域は現在の本丸を中心とした、深沢川より西側と想定される。

本丸は、現在林業試験場がある御殿下曲輪と本丸の碑が建つ御殿曲輪の二つに分けられ、さらに北側には本丸を守る笹曲輪があり、現在正喜橋が架けられている。御殿曲輪は四つの平場で構成され、南から北へ下がっている。南側には本丸内最高所である矢倉跡があり、荒川岸からの比高差は42.5mを計る。御殿は本丸の碑が建つ平場に想定され、御殿曲輪内で最も広い区域を有する。御殿下曲輪で現在確認できる遺構は深沢川に面した東側の土塁と、北側の笹曲輪に面した土塁、及び二の丸との間にある堀に面した土塁である。

二の丸は、本丸の南西に位置し、現在折原地区へとつながる町道は本丸と二の丸を画する堀の跡と云われている。二の丸は氏邦の重臣が居住していた曲輪と言われ、本丸よりの一段低い曲輪と、三の丸の堀に面した一段高



鉢形城跡 本丸址碑

い曲輪、本丸と二の丸の間の堀を東へ降り、深沢川へ降りていく平場のおおよそ三つの区画で構成されている。一段低い曲輪は、現在林業試験場の圃場となっており、一段高い曲輪は平成九年度に発掘調査が行なわれ、大規模な建物の存在が確認された。現在城山稲荷社が鎮座する高まりは土塁の残りで、発掘調査により東側へ伸びていたことが確認された。本丸と二の丸の間を降りた平場の性格は不明であるが、巨大な土塁が現存し、深沢川へ降りていく道には虎口が造られている。

三の丸は、二の丸の西に位置し、幾つかの曲輪で構成されている。二の丸と三の丸の間や三の丸の外周は、箱堀といわれる堀で隔絶されている。三の丸の曲輪には武将の名称がつけられ、それらの武将が居住し管轄していた。三の丸西端の曲輪は秩父曲輪と想定され、氏邦の重臣秩父孫次郎の屋敷があったと言われている。ここは、城内最高所でもあり、諏訪曲輪に面して高さ約3メートル、幅約10メ

ートの土塁が現存し、文献にも見られる尺木堀や矢倉、門などの存在が想定される。また、逸見曲輪と言われる曲輪は複雑な崖線を有しているのが特徴である。逸見曲輪の東には低地が広がり、おくり泉水と呼ばれている。三の丸の南西には大手曲輪と呼ばれる平場が存在するが、大手口の存在は不明である。

大手曲輪の西側から南側にかけて大規模な堀が切られ、南西部に橋脚台と思われる突出部が確認できる。

三の丸の北西部には、諏訪曲輪と称する馬出しがあり、現在は諏訪神社が鎮座し、社の森となっている。周囲は堀が切られ、土塁や喰違い虎口の状況も良く残っている。

外曲輪は深沢川の東一帯と、三の丸の南で県道坂本寄居線を越えた一区画である。前者は、北側には搦め手口を守る馬出し、ほぼ中央には喰違い虎口、一部土塁は崩され、堀が埋められてはいるが、南側は比較的良好な状況で残存している。後者は大光寺(大好寺)曲輪と称され、やはり武将の名が伝えられる。西側と北側にやや小規模の堀が切られ、西側の堀は深沢川に通じている。

周辺は、初期的な城下町が形成されていたと思われる、武家屋敷や商工業に携わる人々の居住域が区画されていたと伝えられている。現在では、往時をしのばせる街並は残っていないが、殿原小路・新(真)小路・鍛冶小路・鉄砲小路・連雀小路などの名称が伝承されている。また、立原地区には寺町が形成され、現在でも東国寺などの寺院が残っている。

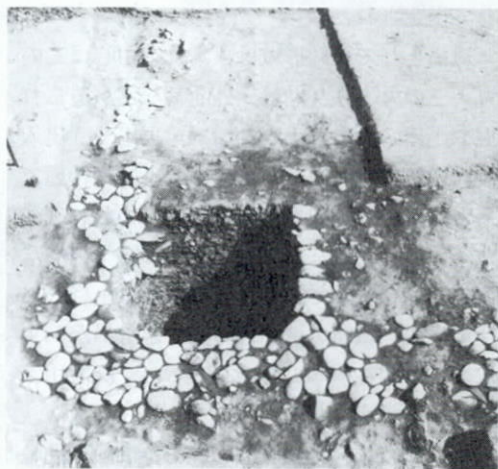
4 鉢形城跡の保存整備について

寄居町では、昭和56年度に埼玉県教育委員会により策定された「史跡鉢形城跡保存管理計画」に基づいて、昭和59年度から国・県の補助を受けて史跡の公有地化に着手した。

公有地の増加に伴い、平成7年度に「史跡鉢形城跡保存整備構想」、平成8年度に「史跡鉢形城跡保存整備計画」を策定し、史跡公



鉢形城跡二の丸堀跡発掘調査状況



鉢形城跡二の丸発掘調査で検出された井戸園とするため、整備事業に着手することになった。平成9年度は、二の丸の一部を発掘調査した。

整備の目標は、「鉢形城跡の優れた歴史的、自然的な特性を活かし、町民のあるいは城跡を訪れる多くの人々が活用できる場とすると共に、我々の生活に寄与することのできる史跡公園とする」とし、遺構整備・環境整備・施設整備を主な柱として事業を進めて行く。

遺構整備は発掘調査によって検出された建物などの遺構を盛り土で保存し、建物・門・矢倉などの性格の判明する遺構の一部を復元し、入園者には分かりやすい表示を心掛ける。環境整備は、史跡を公開し、楽しく、あるいは効果的に活用する上で必要な基盤整備と諸

施設を設置。具体的には、植栽による展望確保、馬出し・土塁などの横矢機能を体験できる場などを設置。深沢川への架橋。便益施設の設置。施設整備は、鉢形城跡の概要と特色を分かりやすく示し、散策を補助するガイダンス施設を建設する。

その他、基本計画では、周辺の景観確保を考慮し、史跡を活かした町づくりを提案した。具体的には、町内小園に平成9年8月にオープンした「さいたま川の博物館」や鉢形城の支城などとのネットワークの整備や小路のまちなみ散策整備を計画した。

また、整備後の活用も重点に置き、社会活動や校外活動の場の提供と、史跡活用のイベント開催を計画する。土塁や堀の復元や園路については、「人に優しい整備」をめざし、勾配を押え段差などを少なくする。

整備事業は、「誰でも来ることができ、誰でも安心して利用できる。」「心なごむ、誰にとっても美しい空間。」「語らい、参加し、楽しめる。」と言う3つの要素を取入れた史跡公園を造ることを目的とし、町では住民参加の整備を提唱している。

鉢形城跡は指定面積約24ヘクタールの広大な面積を有しているため、町が主に公有地化を進めてきた城域の南半分を第1期整備区域とし、林業試験場地を中心とした北側を第2期整備区域とした。第1期整備は、平成9年度から平成16年度までを計画し、第一段階として発掘調査、第二段階として盛り土保存整備、第三段階として遺構表示・園路整備・修景整備、第四段階としてガイダンス建設や深沢川の架橋工事、建物跡の立体復元を計画している。

平成9年度は二の丸の一部の発掘調査を開始し、大型の掘立柱建物（重臣クラスの居館か？）、石組み井戸、鍛冶工房跡、流しと思われる石組みの遺構が検出され、現状では消失してしまっている土塁の基底部が残存していることが判明し、堀と土塁の間には「犬走り」と呼ばれるテラスが確認できる。堀は箱堀で、後北条氏系城郭の特徴である障子堀・畝堀は現段階では確認できていない。また、堀の底にはシルト状の堆積物が確認されたことから、水位はわからないが水を有する堀であったと思われる。遺物は青磁・白磁・天目茶碗などの陶磁器、かわらけ・火鉢などの土器、茶臼・硯・砥石等の石製品、刀子等の鉄製品などが出土している。

また、町民参加の史跡整備を行うため、「夏休み親子発掘」や現地説明会を開催した。

平成10年度は、9年度調査した箇所の一部整備と三の丸の秩父曲輪を中心とした発掘調査を実施し、9年度同様、発掘の体験や現地説明会を実施する予定である。

（寄居町教育委員会提供）



史跡公園イメージ図

告知板

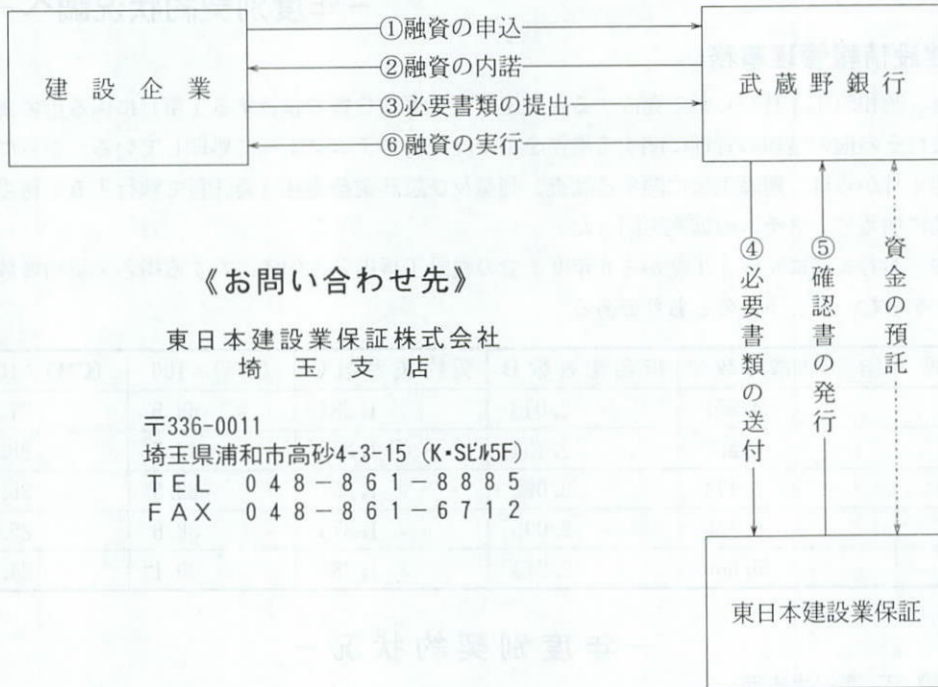
建設業向け緊急預託融資制度のご案内

東日本建設業保証(株)埼玉支店

このたび、建設省において設置されました「建設業の経営改善に関する対策本部」の対応策を受け、保証事業会社3社は、金融支援策として建設業向け緊急預託を実施することとなりました。

利用対象者	建設業の許可をお持ちの方
資金の用途	運転資金
融資期間	1年以内
融資限度額	1社あたり3,000万円を限度
融資利率	通常取引より0.25%優遇（ただし、取扱金融機関の定める短期プライムレートを下限とします。）
担保・保証人	取引金融機関の所定の方法によります
融資手続	(1) ご利用いただく方は、取扱金融機関から融資の内諾を取り付けた後、制度利用の申込みをしていただきます。 (2) 当社から、利用対象者であることの確認書を発行いたします。 (3) 確認書発行後、取扱金融機関所定の方法により、融資をお受けください。
必要書類	(1) 建設業向け緊急預託融資制度の利用申込書 (2) 建設業許可通知書（写） ※ 利用申込書は取扱金融機関の窓口または当社埼玉支店に備え付けてあります。なお、利用申込書等は取扱金融機関に融資審査関係書類と一緒に提出してください。
取扱金融機関	株式会社武蔵野銀行
申込受付期間	平成10年3月2日（月）～平成11年3月31日（水）

利用・申込手続きの流れ



県行政組織（知事部局）を改正

— 4月1日付 —

県は、平成9年4月1日付の組織改正に続いて国の行政改革の動向を踏まえ、行政の所掌範囲の見直しを行うとともに、行政需要の変化に対応し、一層の簡素、効率的な執行体制の改正整備を図った。

(1) 部制の改正

現行9部制のところ福祉部と衛生部を統合して「健康福祉部」とする8部制とした。

(2) 課所の改正（統廃合及び名称変更）

- 総合政策部 統合計画課 → 計画調整課
- 環境生活部 大気保全課 } → 大気水質課
水質保全課 }
- 同 部 消防防災課 } → 消防防災課
地震対策課 }

- 労働商工部 4 工業試験場 } → 工業技術センター
(鋳物機械・食品・製紙・繊維) }
工業技術研究所 }
- 農 林 部 経営普及課 → 農業経営課
農業経済課 } → 経済流通課
食品流通課 }
農産振興課 } → 農芸畜産課
畜 産 課 }
- 土 木 部 道路企画課 } → 道路建設課
道路建設課 }
- 住宅都市部 スタジアム事業課 } → スタジアム施設課
スタジアム施設課 }

(注) 新設の健康福祉部は福祉・衛生2部の統合により全面改編・本稿では省略。

埼玉県発注建設工事・業務委託

－年度別契約状況調べ－

建設情報管理事務

県は、昭和54年4月から県の発注する建設工事（工事請負費で執行する工事）に係る指名業者の選定資料その他の情報の管理に関する事務を電子計算システムによって処理している。さらに、平成7年4月からは、建設工事に関する調査、測量及び設計業務委託（委託料で執行する業務委託）を対象に加えてシステムの拡充を図った。

なお、参考までに平成4年度から8年度までの建設工事指名参加者に対する指名・契約者数（経常JVを含む）は、下表のとおりである。

年度	指名参加業者数A	指名業者数B	契約業者数C	(B/A)×100	(C/A)×100
4	4,651	2,043	1,284	43.9	27.6
5	4,837	2,154	1,359	44.5	28.1
6	5,174	2,062	1,351	39.9	26.1
7	5,430	2,096	1,375	38.6	25.3
8	5,660	2,213	1,387	39.1	24.5

－年度別契約状況－

建設工事（土木部）

（単位：百万円）

平成8年度	県内業者		県外業者		共同企業体		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
工事計	2,658	54,126	256	9,495	0	20	2,914	63,641
	91.2%	85.1%	8.8%	14.9%	0%	0%	100%	100%

平成7年度	県内業者		県外業者		共同企業体		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
工事計	3,078	71,023	332	13,730	7	9,193	3,417	93,946
	90.1%	75.6%	9.7%	14.6%	0.2%	9.8%	100%	100%

建設工事（住宅都市部）

（単位：千円）

平成8年度	県内業者		県外業者		共同企業体		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
工事計	1,125	56,842,573	190	89,555,681	24	20,520,010	1,339	166,918,264
	84.0%	34.1%	14.2%	53.7%	1.8%	12.3%	100%	100%

平成7年度	県内業者		県外業者		共同企業体		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
工事計	1,189	52,218,394	198	21,818,686	26	35,819,692	1,413	109,856,772
	84.1%	47.5%	14.0%	19.9%	1.8%	32.6%	100%	100%

業 務 委 託 (土木部)

(単位：百万円)

平成8年度	県内業者		県外業者		共同企業体		合 計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
委 託 計	1,778	5,166	832	5,289	0	0	2,610	10,455
	68%	49%	32%	51%	0%	0%	100%	100%

平成7年度	県内業者		県外業者		共同企業体		合 計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
委 託 計	2,134	6,649	895	5,292	0	0	3,029	11,942
	70%	55%	30%	45%	0%	0%	100%	100%

業 務 委 託 (住宅都市部)

(単位：千円)

平成8年度	県内業者		県外業者		共同企業体		合 計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
委 託 計	475	2,014,730	286	4,005,151	0	0	761	6,019,881
	62.4%	33.5%	37.6%	66.5%	0%	0%	100%	100%

平成7年度	県内業者		県外業者		共同企業体		合 計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
委 託 計	571	2,757,541	269	4,478,580	0	0	840	7,236,121
	68.0%	38.1%	32.0%	61.9%	0%	0%	100%	100%

県 全 体
建 設 工 事

(単位：百万円)

	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
県 内	5,879(87.0) 133,752(62.4)	6,026(86.5) 145,486(66.7)	5,679(87.0) 137,484(64.7)	5,869(87.4) 157,680(62.2)	5,481(87.2) 142,914(50.3)
県 外	845(12.5) 54,436(25.4)	903(13.0) 48,945(22.5)	815(12.5) 46,433(21.8)	812(12.1) 48,526(19.1)	778(12.4) 45,991(16.2)
企 業 体	37(0.5) 26,085(12.2)	36(0.5) 23,587(10.8)	34(0.5) 28,525(13.4)	35(0.5) 47,405(18.7)	30(0.4) 95,019(33.5)
計	6,761(100) 214,273(100)	6,965(100) 218,018(100)	6,528(100) 212,442(100)	6,716(100) 253,611(100)	6,289(100) 283,924(100)

業 務 委 託

(単位 百万円)

	県 内	県 外	企 業 体	計
平成7年度	2,975(68.2) 10,743(48.6)	1,387(31.8) 11,259(50.8)	1(0.0) 122(0.6)	4,363(100) 22,126(100)
平成8年度	2,605(66) 8,764(44)	1,367(34) 11,052(56)	0(0) 0(0)	3,972(100) 19,816(100)

(注) 本稿資料の出所はいずれも県建設管理課提供に依る。

埼玉が生んだ著名な人物伝 その13

鈴木 久五郎

—伝説の相場師・その人となり—(3)

孫文に革命軍資金を

久五郎は、ピンからキリまでの人間と交際していた。どんなに身分や地位の高い相手でも、会って見たいと思えば、何かの手蔓(てづる)が得られた。

桂太郎公爵も、そうして接近した一人だったが、その結果、久五郎は桂に大変可愛がられ、信用されるようになった。桂は、最後まで久五郎に対して絶大な好意を寄せた一人であった。

ある日、久五郎が犬養毅のところへ行くと、雑談のあとで、

「鈴木君、君に是非会いたいというので、俺が紹介を頼まれている人間があるんだ。会ってやってくれないか」

「誰にでも会いますが、いったいどういう人ですか」

「支那の革命をやっている孫逸仙だ」

明治45年に、第一革命が起り、清朝が倒れ、中華民国が成立した以後、孫文の名は世界に響き渡ったが、明治39年頃は、孫文は余り有名ではなかった。

しかし、孫文は久しく祖国を亡命し、アメリカへも行ったが、主に日本にいて、留学している革命党員を指導したり、種々の画策や運動をして、幾度も政府から退去命令を食ったり、その他様々の迫害と戦っていたので、この隣国の革命党首領の名は、一応日本の社会に知られていた。

しかし久五郎は、中国革命の実際の運動に



中華民国革命の父 孫文

ついては、何も知らなかった。

「孫逸仙なら名前だけは知っています。私も会って見たいと思います」

と久五郎が答えると、犬養は喜び、

「そうか。それは有難い。話は直接聞いてもらいたい。本人は日本語が下手だから、通訳ともう一人宮崎滔天(とうてん)という者を案内役としてつけてやる」

こうして、久五郎と孫文が会うことになった。

「鈴木さん。僕は宮崎滔天です。孫逸仙先生と、通訳の戴天仇氏を御案内しました」

初対面の挨拶が済むと、孫文は微笑を浮かべながら、いかにも世慣れた態度で話の糸口を切った。

「鈴木さん、私は中国の革命を志して、20年来奔走しているのですが、革命もやはり一種の投機です。だから貴方が投機をやる気持ちはよく分かります」

「私は、上海と香港をちょっと見ただけで、お国の事情を殆ど知りません。しかし、地図をただけでも、あの大きな国で革命を起こすことができるのでしょうか」

「できます。革命の機運は中国全土に満ち満ちています。清朝は完全に蝕まれた朽ち木ですから、ちょっと風が吹いても倒れるでしょう。革命の時機はむしろ熟しすぎているくらいです」

こうして、久五郎は孫文に革命の資金の一部として、10万円を渡し大変喜ばれた。

絶頂から没落へ

日露戦争の勝利で一時は暴騰した株も、講話の条件が不満だ、として日比谷焼討事件が起り、相場は冷水を浴びた形で暴落した。

この危機を乗り越えて兜町に株式仲買店を開いた久五郎は、東京株式取引所株の買い占めや、日糖の乗っ取りなどで大もうけし、明治39年には鐘紡乗っ取りで絶頂期を迎えた。

しかし、時の西園寺首相などの警告どおり、戦争で残った国の借金を返す時期となって、経済は大変混乱となり、株の大暴落で、さすがの久五郎も一気に没落してしまった。鈴木銀行の取付け騒ぎのため、あえなく倒産の憂き目を見ている。

その後の久五郎

明治40年の株式大暴落は、鈴木を完全に没落させたが、腐っても鯛で、生活的には多少の余裕があったと見えて、明治41年には群馬から立候補して代議士に当選した。その年7月、第2次桂内閣が出来たので、久五郎の議員生活も比較的順調に行くかに見えたが、政界に馴染まず、一期議員を勤めただけでやめた。

そのあとは、某華族を担いで新会社設立運動で奔走したが失敗し、揚句は法律上の事件を起こし警察から呼び出しを受け、出頭すれば些細な問題だったのに、警察と聞いて逃げたのがいけなかった。それから1年近く逃亡しているとき、ある日、日比谷公園の前を歩いているとき、「鈴木さん」と呼び掛けられ、思わず振り返ると、それが警視庁の刑事でそのまま連行された。

そのとき新聞は、「往年の成金の末路」として大きく書き立てた、という。

そして、貧乏は急激に追い迫って来て、巢鴨の大根っ原で4円50銭の借家に住み、窮迫のどん底にあったとき、即ち、久五郎が孫文の革命資金として10万円を贈ってから僅か5、6年後の大正2年秋、孫文は郵船の春日丸一艘を買い切り、一族郎党を引き連れて日本を訪問し、朝野を挙げての歓迎を受けた。

そのとき、孫文は久五郎に「是非とも会いたい」と言って使いを出し、久五郎を旅館に迎えて、先年の思いに対し厚くお礼を述べた。

久五郎が孫文と旅館で会ったとき、妻の花子は妊娠していたので、久五郎はそのことを孫文に話して、「生まれてくる子が男でも女でも、その子の名に貴方のお名前を頂きたい」と頼むと孫文は喜んで承知した。

その後、生まれた子が女の子だったので、久五郎は「文子」と名付けたが、この女の子が昭和初年頃の松竹少女歌劇に男装で、往年のスター川路龍子や小月冴子などと並んで主演した「田村淑子」で、のちにラジオにも出演していた。

なお、文子の少女歌劇時代に、久五郎は娘のために後援会の名簿を作り、その名簿を持って朝野の名士千人を歴訪し、会員になってもらった。

「俺の娘に残す遺産はこの名簿だけだ」と、久五郎は言ったという。

そして久五郎は、昭和18年8月16日、当時大阪に勤務していた息子（次男久康）の家で、

67歳で没した。

なお、鈴兵の7代目の当主鈴木兵右衛門のその後のことは不詳だが、本年（平成7年）6月27日、分家の寿さんの告別式のときの菩提寺での納骨の際。その奥にある鈴兵の本家のいくつかある墓石のうち、突き当たりにある一段高い墓石を見ると、「第七世 鈴木兵右衛門 大正十二年 嗣子 鈴木英太郎」とあり、兵右衛門は大正12年頃亡くなったのかも知れないこと、また、子供に英太郎という人がいることだけが判った。

栄枯盛衰世のならい、と言いき、どんな社会でも免れないが、わけても兜町では、年々歳々、当たり屋と、外れ屋が出来て、無一物だった白面の青年が、忽ち数百万の富を獲得した話が伝わったり、きのうまでの百万長者が、古い暖簾の店を閉めてしまった、というような話は、一向に珍しくない。

そしてそんな話は、直ぐに人が忘れてしまう。だが、鈴久の「成金物語」は兜町の一つの伝説となり、長く人の口にのぼっていた。

それは、鈴久が余りにも典型的な相場師であったからであろう。

こうして7代続き、埼玉県第2の多額納税者であり、一時は1千万円以上も儲けたと言われた鈴兵は、没落してしまったのである。

あとがき

「にわか成金」と言えば、あまりよくないひびきであるが、没落の際、現在は羽田空港となっている土地をはじめ、全財産を処分して、周囲に迷惑をかけないようにした引際には一種のさわやかさが感じられる。

こんな破天荒な人物も郷土埼玉からでていることは記憶されてもよいのではないかと考え、この文を紹介させていただいた。

原本から3回で10数ページの抜粋を中心に再構成したので原本の味わいを損ねたことを亡き原著者とご遺族におわびしなければならない。

なお、原本にもことわりがあるが、この書の多くは沙羅双樹作「恋の鈴久」及び村松楠風作「黄金街の覇者」に負っていることを付記する。

なお、文中にあげた久五郎が親しく交流のあった名士の風貌を掲げて結びといたします。



桂
太
郎



大
隅
重
信



犬
養
毅

建産連だより

— 会員団体の動静 —

平成9年度第2回 経営者セミナー開催

(社)埼玉県電業協会

当協会主催の本年度第2回経営者セミナーは、去る2月19日(木)に埼玉建設労働者研修福祉センター第一会議室において会員42人の参加を得て開催しました。

今回のテーマは、引き継ぐ厳しい経営環境のなかで、経営者にとって経営の舵取りが非常に難しくなっている今日、経営者がどのような自己改革を行い、生き残っていくかを真剣に考える場として「21世紀に勝ち残る優良経営者の条件」としました。

講師には若手経営コンサルタント平林修二氏(株)日本コンサルタントグループ建設産業システム研究所)を迎えて午後1時から3時間の講義を受けました。その概要は、次のとおりです。

建設業投資額約80兆円(平成9年度)から5~10年後には約60兆円を切ると予測される。投資の重点は住宅、下水道、水辺空間、都市空間のバリアフリー化、情報ネットワーク、次世代人材育成などになると例示し、生き残り再成長を目指す経営課題として①造営営業体制づくり②技術力、管理力の向上③原価管理の必要性とコストマネジメントの強化をあげ、優良経営者の条件は、実行力とビジョン構想力であるとまとめました。



埼玉建協と共催の 建設雇用改善に関する研修会開く

埼玉県電気工事工業組合

当工組は社団法人埼玉県建設業協会と共催して建設雇用改善推進会議を2月18日開催した。当日は理事会を午前中に終了し、13時30分から開始した。組合からの参加者は33名。

会議は埼玉県労働商工部職業安定課の松崎課長補佐の挨拶から始まり、同課の嶋田指導官から「建設雇用改善について」、遠藤・大宮職業安定所長から「管内の雇用失業情勢について」、宮崎・建設管理雇用評価員から「建設労働者の月給制移行及び雇用管理評価について」、雇用促進事業埼玉雇用センター松永業務第二課長から「建設雇用改善助成金制度等の活用について」、社団法人埼玉県建設業協会吉羽業務課長から「若年建設労働者の入職促進について」の説明があった。

その後、質疑応答に入り、「雇用管理責任者とは何か」「雇用保険の加入メリットについて」「雇用促進団の助成金について」の質問があり、それぞれの担当者から詳細な回答があり、質問者が納得し、16時30分に会議を終了した。

本年創立50周年の工業会 情報化元年と位置づけ新展開へ

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

建設業界にあっては、公共事業の削減や公共工事コスト縮減等を受け、公共、民間工事を問わず今後さらに受注競争の熾烈化、低価格化が進み、加えて「金融ビックバン」の影響により企業経営が一層厳しい状況になることが予測される。

このような状況下において、「日塗装」会員企業も建設産業の一翼を担う者として「技術と経営に優れた企業」を目指し、鋭意努力

してきたが顕著な効果を上げたとはいえない。

しかし、幸いなことに今後新築投資が減少される一方で、維持保全のための改修市場が増加し、新築から改修の時代への移行は年々確実なものとなってきており、従って改修市場における総合仕上工事業への展開を図ってきた日塗装の会員企業の活躍の場がさらに広がることにもなる。

一方、新技術、新工法の開発、基幹技能者や多能工の確保育成に努め、特化した専門工事業業者への推進を忘れてはならない。

本年、日本塗装工業会は創立50周年を迎えるに当たり、この1998年を「情報化元年」と位置づけ、情報化の推進と国際化への対応に留意し、来るべき「建設ビックバン」の時代を勝ち抜く第1歩を踏み出す年にしなければならない。

技術向上のため多くの研修会を実施

(社)日本補償コンサルタント協会
関東支部 埼玉県支部

会員の技術向上を、最重要課題としている当県部会では、本年度も数回にわたる研修会を、県用地課のご指導のもとに実施しております。次にその概要を報告いたします。

なお、文中の○内は次のとおり、①日時
②場所③講師④参加者数。

1. 「非木造建物調査算定の一部改正に関する研修」
①平成9年5月21日 ②全電通埼玉会館
③県土木部用地課担当者 ④会員39社83名
2. 「損失補償標準表の改正点に関する研修」
「通損(移転雑費)に関する研修」
①平成9年5月28日 ②埼玉教育会館
③県土木部用地課担当者 ④会員37社85名
3. 「土地収用法に基づく裁決申請書作成」
①平成9年9月9日 ②県民健康センター
③県収用委員会事務局 ④会員31社42名

4. 「県用地担当職員と県部会実務者との共同研修会」

①平成9年12月4・5日 ②さいたま共済会館 ③県土木部用地課担当者(研修形式は、8班の混合グループを編成し、研究問題4題を討議し発表)

④県職員26名、会員39名

5. 「用地補償に関する意見交換会」(県用地担当者と部会員との)

①平成10年1月19日 ②埼玉教育会館

④県職員42名 会員74名

以上のように数多くの研修会を重ねることにより、公共事業に携わる当県部会として、用地取得を円滑にすすめることに貢献出来れば幸いと思います。今後共、関係各位のご指導を、お願い申し上げます。

平成9年度第3回会員懇談会開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

当協会は、去る1月26日、大宮市内ラフォーレ清水園に於て、標記懇談会を開催しました。

この懇談会には、関東地方本部より横田充穂関東組織委員長(兼埼玉県支部長)が出席し、関東地方本部、埼玉県支部の現況や、NTT関東との連絡打合せ会等につき説明がありました。また本部より勝又謙三事務局長が出席され、保険事業等につき加入要請がありました。

このあと賀詞交換会を開催しました。本会には、関連団体から(社)埼玉県電業協会吉村克昌副会長、(社)埼玉建築設計監理協会高岡敏夫会長、埼玉県電気工事工業組合大曾根正男相談役、NTTからは、埼玉支店法人営業部高橋幸二担当部長、NTT-TE埼玉支店鈴木利八営業部長、賛助会員からは、富士通(株)関東支社黒澤重治通信営業部長他多数の出席があり、盛会裡に終了しました。

連合会日誌

- 1月19日 (社)全国建設産業団体連合会理事会及び評議員会(東海大学校友会館)に関根・町田副会長等出席
- 1月21日 広報委員会
建産連ニュース第75号の発行、第76号の編纂、平成10年カレンダーの処理経過等について協議
- 2月5日 第13回彩の国さいたま都市再開発セミナー(埼玉会館)に山村常務理事出席
- 2月9日 講習会
建設業の適正取引に関する講習会
「独占禁止法の遵守について」－建設業とその関連業種を中心に－
講師：土田孝美氏
「最近の県建設業行政について」 講師：増井武久氏
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
(社)埼玉県建設業協会との共催 受講者総数 243名
- 2月16日 埼玉県廃棄物不法処理防止大会(埼玉会館)に山村常務理事出席
- 3月18日 (社)全国建設産業団体連合会総務・広報・構造改善対策委員会合同会議(財)建設業振興基金会議室)に島村会長出席
- 3月23日 正副会長会議
理事会付議議案について事前協議
- 理 事 会
平成10年度通常総会の開催日程、平成9年度事業計画の実績(見込み含む)及び平成10年度事業計画(案)、平成9年度収支決算見込み及び平成10年度収支予算(試案)、委員会の改組(案)、平成10年度全国府県建産連会長会議の設営(案)、埼玉建設労働者研修福祉センター利用予約(案)、建産連会館機械室跡の活用(案)等について協議

聯合會日誌

1. 聯合會成立大會	1950年10月1日
2. 第一次理事會	1950年10月15日
3. 第一次會員大會	1950年10月30日
4. 第一次聯合會幹部會議	1950年11月10日
5. 第一次聯合會全體大會	1950年11月20日
6. 第一次聯合會全體大會	1950年12月10日
7. 第一次聯合會全體大會	1950年12月20日
8. 第一次聯合會全體大會	1950年12月30日
9. 第一次聯合會全體大會	1951年1月10日
10. 第一次聯合會全體大會	1951年1月20日
11. 第一次聯合會全體大會	1951年1月30日
12. 第一次聯合會全體大會	1951年2月10日
13. 第一次聯合會全體大會	1951年2月20日
14. 第一次聯合會全體大會	1951年2月30日
15. 第一次聯合會全體大會	1951年3月10日
16. 第一次聯合會全體大會	1951年3月20日
17. 第一次聯合會全體大會	1951年3月30日
18. 第一次聯合會全體大會	1951年4月10日
19. 第一次聯合會全體大會	1951年4月20日
20. 第一次聯合會全體大會	1951年4月30日
21. 第一次聯合會全體大會	1951年5月10日
22. 第一次聯合會全體大會	1951年5月20日
23. 第一次聯合會全體大會	1951年5月30日
24. 第一次聯合會全體大會	1951年6月10日
25. 第一次聯合會全體大會	1951年6月20日
26. 第一次聯合會全體大會	1951年6月30日
27. 第一次聯合會全體大會	1951年7月10日
28. 第一次聯合會全體大會	1951年7月20日
29. 第一次聯合會全體大會	1951年7月30日
30. 第一次聯合會全體大會	1951年8月10日
31. 第一次聯合會全體大會	1951年8月20日
32. 第一次聯合會全體大會	1951年8月30日
33. 第一次聯合會全體大會	1951年9月10日
34. 第一次聯合會全體大會	1951年9月20日
35. 第一次聯合會全體大會	1951年9月30日
36. 第一次聯合會全體大會	1951年10月10日
37. 第一次聯合會全體大會	1951年10月20日
38. 第一次聯合會全體大會	1951年10月30日
39. 第一次聯合會全體大會	1951年11月10日
40. 第一次聯合會全體大會	1951年11月20日
41. 第一次聯合會全體大會	1951年11月30日
42. 第一次聯合會全體大會	1951年12月10日
43. 第一次聯合會全體大會	1951年12月20日
44. 第一次聯合會全體大會	1951年12月30日
45. 第一次聯合會全體大會	1952年1月10日
46. 第一次聯合會全體大會	1952年1月20日
47. 第一次聯合會全體大會	1952年1月30日
48. 第一次聯合會全體大會	1952年2月10日
49. 第一次聯合會全體大會	1952年2月20日
50. 第一次聯合會全體大會	1952年2月30日

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順序不同)

(平成10年4月15日現在)

構成団体名	代表者名	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 島田 勝	浦和市高砂4-3-15	336-0011	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	大宮市宮原町1-39	330-0038	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	与野市下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 菅谷 和雄	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 瀧澤源二郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	浦和市東高砂町6-15	336-0006	048(811)1820
建設業労働災害防止協会埼玉支部	支部長 首藤 淳	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勲市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	336-0001	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 小川 裕児	浦和市宿285-2	338-0814	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350-1105	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 神戸 清二	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 服部 圓	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和高砂3-10-4	336-0011	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 廣田 豊作	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	大宮市東大成2-453 サンハイツ栗原301	330-0037	048(667)5522
(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部埼玉県部会	部会長 原 市郎	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社)埼玉県建設産業団体連合会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋4-1-7	336-8515	048(866)4301

建産連ニュース 第76号

平成10年4月15日発行

発行	埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集	広報委員会 〒336-8515 浦和市鹿手袋4丁目1番7号 電話 048-866-4301 FAX 048-866-9111
印刷	〒336-0011 浦和市高砂3-6-9 株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月